

新町建設計画

志津川町・歌津町合併協議会

目 次

．序論	
1．合併の必要性	1
2．合併の効果	3
3．計画策定の方針	7
．新町の概況	
1．位置・地勢等	8
2．人口・世帯	9
3．産業構造	10
4．地域構造	13
5．公共施設	14
．主要指標の見通し	
1．人口の将来推計	17
2．世帯数の将来推計	18
．新町建設の基本方針	
1．まちづくりの将来像	19
2．まちづくりの基本的考え方	20
3．施策の大綱	21
4．地域整備の基本方針	24
．新町建設の施策	
1．多様な主体の連携と協働によるまちづくり	26
2．安全で快適に暮らせるまちづくり	28
3．地域資源の活用と交流によるまちづくり	30
4．安心して健やかに暮らせるまちづくり	32
5．豊かな自然と共生するまちづくり	34
6．交流と地域文化が人を育むまちづくり	36
．新町における県事業の推進	
1．新町における宮城県の役割	38
2．新町における宮城県事業	38
．公共施設の適正配置と整備	40
．財政計画	
1．財政計画策定に当たっての主な前提条件	41
2．財政計画	43

. 序論

・序論

1. 合併の必要性

(1) 地方分権推進への対応

これまで全国画一的な公共サービスの提供を目的に中央集権型の行政システムの構築が進められてきました。しかし、一方では地域社会の多様性が重視されはじめ、「自分たちの地域は自分たちで」という考え方のもとに、地域の特性に応じた個性豊かなまちづくりが求められるようになってきました。国においても、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(地方分権一括法)」が平成12年4月に施行されるなど、地方分権への環境が整備されつつあります。

今後、地方自治体は、住民にとってもっとも身近な行政機関として、「自己決定・自己責任の原則」のもとに、主体性をもって積極的にまちづくりに取り組んでいく必要があります。また、権限の移譲が進むにしたがい、事務量の増大が見込まれるとともに処理能力の強化も必要となります。そのため、財政基盤の強化や行政能力及びサービスの向上を図っていくなど、地方分権時代に対応できる体制を築いていかなければなりません。

(2) 多様化・高度化する住民ニーズへの対応

高度情報化社会の進展やグローバル化などの影響を受け、人々のライフスタイルや価値観は多様化しつつあります。志津川町・歌津町においても、就業形態の多様化や核家族世帯の増加、交流人口の増加など、個人をはじめ、地域社会そのものが変容しているために、行政へのニーズも多様化・高度化してきています。それに併せて、行政側の対応も複雑になってきています。

そのため、地域の変化に対応した組織体制と行政運営を新しく構築し、専門的で高度なサービス提供とともに、柔軟で積極的な施策展開を進めていくことで、住民と地域それぞれのニーズに応えていかなければなりません。

(3) 少子高齢化社会への対応

全国的に少子高齢化が進行する中、志津川町・歌津町でも今後、総人口の減少とともに少子高齢化が確実に進んでいきます。将来推計によると、12年後の平成27年には、少子化率11.6%(平成12年:15.9%)、高齢化率30.9%(平成12年:24.1%)になることが予測されています。

両町において、全体的な人口減少傾向の中、高齢化が進むことは、生産年齢人口の減少による地域の活力の低下を招くとともに、医療や保健、福祉分野への需要が増すこととなります。財政面でも歳入の減少、歳出の増加につながっていきます。

そのため、財政力の強化や担い手の育成などに積極的に取り組み、地域に密着した医療・保健・福祉サービスの拡充を図っていく必要があります。

(4) 国・地方を通じた厳しい財政状況への対応

国をはじめ地方においても行政の財政状況は大変逼迫しています。志津川町・歌津町においても、例外ではありません。平成 14 年度における志津川町・歌津町の財政状況をみると、財政力指数は、それぞれ 0.283、0.182 と 1 を大きく下回っています。このことは、財源の多くを地方交付税等の依存財源に頼る財政体質であるため、国の景気に左右されやすい非常に脆弱な状態にあることを示しています。また、経常収支比率も 88.0%、88.6% と健全ラインである 75% を大きく上回り、義務的経費の増加による財政構造の硬直化も進んでいます。

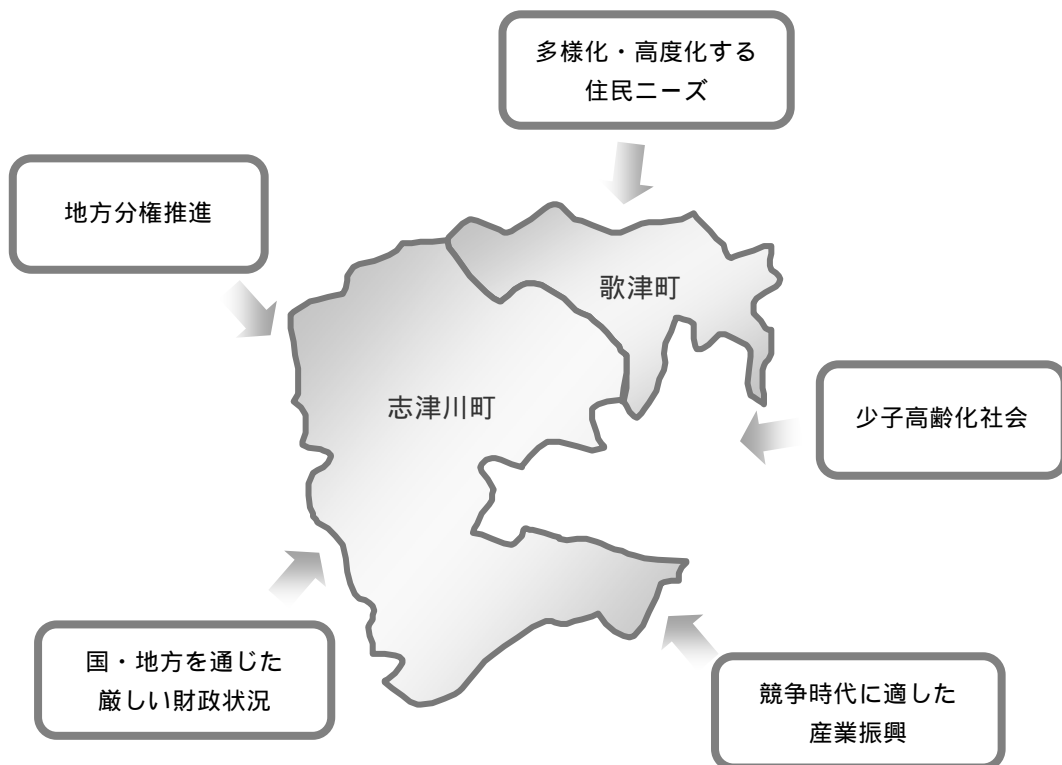
一方では、今後、国全体の地方交付税の削減や見直しも考えられ、現在確保されている地方交付税も予断を許さない状況にあります。

このため、今後も行政サービスを維持・向上させていく上でも、コスト縮減や効率化を図り、最小限の費用で最大の効果を生み出す行財政基盤を確立していく必要があります。

(5) 競争時代に適した産業振興への対応

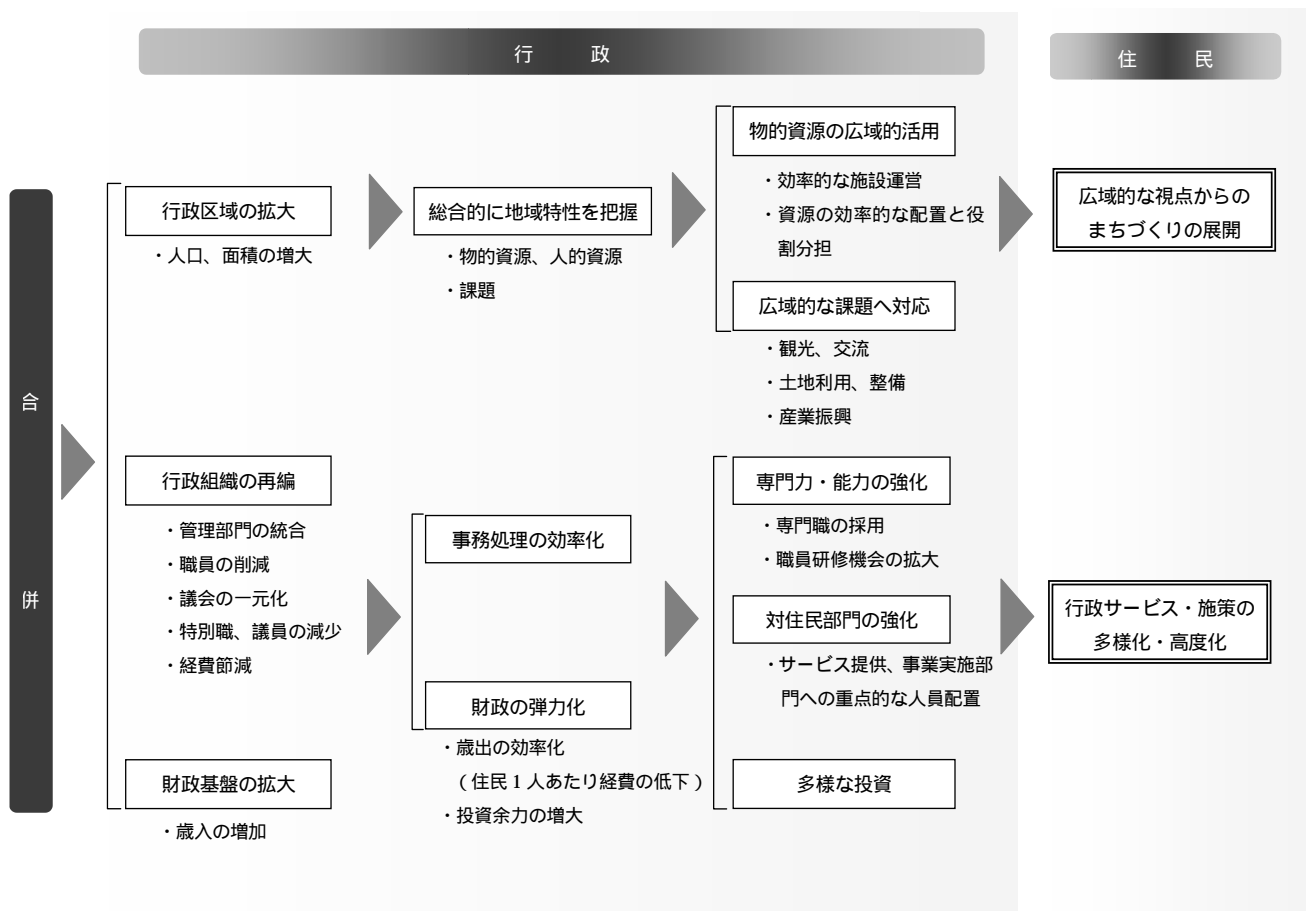
わが国の経済は、長引く不況と先行き不透明な経済状況にあるとともに、世界経済の中での厳しい競争の時代の渦中にあります。地域経済もその波を受け、新たな産業のしくみや国際的視野に立った経営などが求められています。志津川町・歌津町でも、その基幹産業である水産業が、国際化の中での価格低迷などの影響を受け、厳しい状況に置かれています。また、ほかの産業分野も総じて厳しい状況にあります。今後は活性化のための積極的な対応策を講じていくことが求められます。

そのため、広域的な視点から産業を振興・支援していく必要があります。同時に、地域資源を有効に活用するとともに異業種との連携を図るなど他地域との差別化を積極的に図っていく必要があります。



2. 合併の効果

合併による効果の概要



(1) 広域的な視点からのまちづくりの展開

合併によって行政区域が拡大すると、住民の様々な行動が広域的な範囲にまたがって行われるようになります。これまでは公共施設などの物的資源や団体などの人的資源、そして、それぞれの地域が抱えている課題などは、各町の枠内でしかとらえられていませんでしたが、合併後は新しく広がった区域全体の枠で、広域的かつ総合的にこれらをとらえることができるようになります。

このような広域的な視点から見ることで、施設を効率的に運営する、人材を必要な地域に適切に配置する、地域特性に沿った役割を分担するなど、地域資源を今まで以上に有効に活用することができます。

そして、地域課題についても、産業振興や観光、交流、環境問題など、地域社会の広範化に伴い、広域的な連携や調整を必要とする課題にも有効に対処することができます。また、道路や公共施設の整備、土地利用などについても、行政区域にとらわれずに一体的に取り組むことで、効率的・効果的なまちづくりにつなげていくことができます。

(2) 行政サービス・施策の多様化・高度化

合併によって、行政組織のスリム化が図られる一方で、行政組織としてのスケールメリットを活かして、専門職の人材を確保する、個々の職員能力を向上させるための施策を展開することにより、専門力・職員能力の向上を図ることができます。こうすることで多様化・高度化しつつある住民ニーズに対応することが可能になります。また、直接住民に対するサービス提供や事業実施を担当する部門へ重点的に人員を配置することによっても、対住民部門の強化を図ることができ、住民サービス全般の質の向上につなげることができます。

また、財政規模の拡大と財政運営の弾力化によって、これまでの単独町の場合よりも投資の自由度が増すため、多様な施策展開を図ることができます。

このような組織の再編・施策展開が、変化しつつある住民や地域のニーズに柔軟に対応する有効な手段となります。

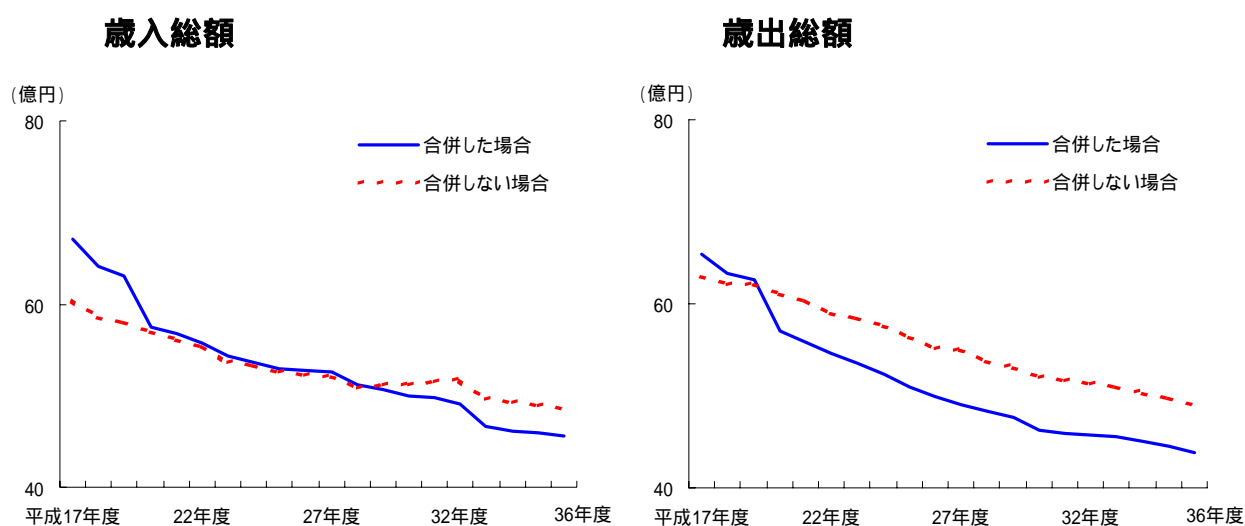
(3) 行財政の効率化

合併によって行政組織が再編されます。それによって、2町それぞれに配属されていた企画や総務など重複する管理部門が統合されます。また、議会の一本化や議員の減、町長・三役などの特別職の減、職員の減などが行われ、合併を期に組織のスリム化を図ることができます。また、それに伴い人件費など行政運営経費も大幅に節減されます。このような行政組織の再編によって、事務処理の効率を向上させることができます。

また、合併によって、財政基盤が強固になります。合併によるスケールメリットが働き、住民1人あたりの経費の低下、それに伴う投資余力の増大など財政運営の弾力化を図ることができます。

財政規模（歳入・歳出総額）の推移

（ 投資的経費を除く ）



20年間の合計

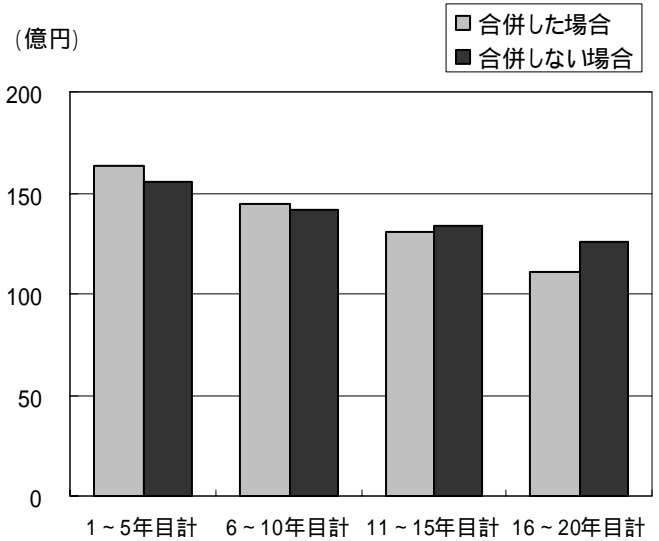
	歳 入	歳 出
合併した場合	1,065 億円	1,028 億円
合併しない場合	1,062 億円	1,112 億円
差	3 億円	84 億円

歳入における主な効果

地方交付税

普通交付税については、「合併算定替」が行われるほか、合併特例債の償還に対する普通交付税措置など、また特別交付税についても包括的措置など、様々な財政措置が講じられることとなります。

その結果、合併しない場合と比較し、1～5年目で約8億円、6～10年目で約3億円の増加するものと想定されます。また、11～15年目で約3億円、16～20年目では約15億円の減少となりますが、これは、11年目以降普通交付税の特例の終了により緩やかに交付税額が減少し、新町の規模に見合った交付税となるためです。

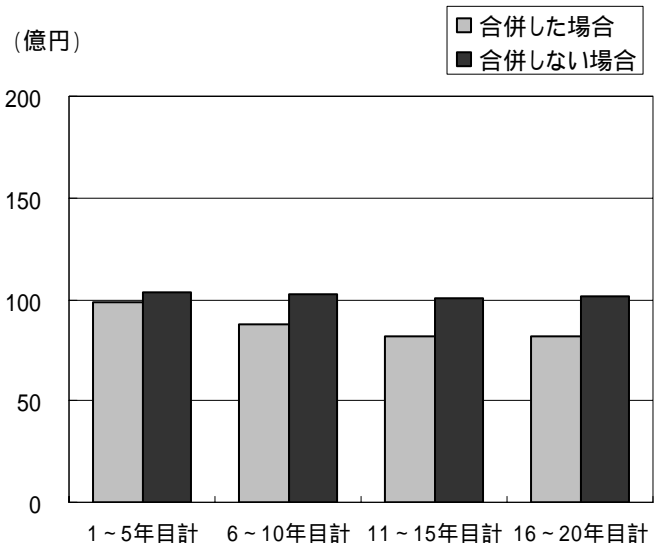


歳出における主な効果

人件費

町長等の特別職の減のほか、住民サービスの提供に支障の出ない範囲で、類似団体の職員数程度に10年間で職員が削減されます。

また、地方自治法における議会議員の上限数とした場合、11人の議員数減となります。



	1～5年目計	6～10年目計	11～15年目計	16～20年目計	合計
合併した場合	98.5	88.1	81.5	81.5	349.6
合併しない場合	103.5	102.2	100.2	101.2	407.1
差	5.0	14.1	18.7	19.7	57.5

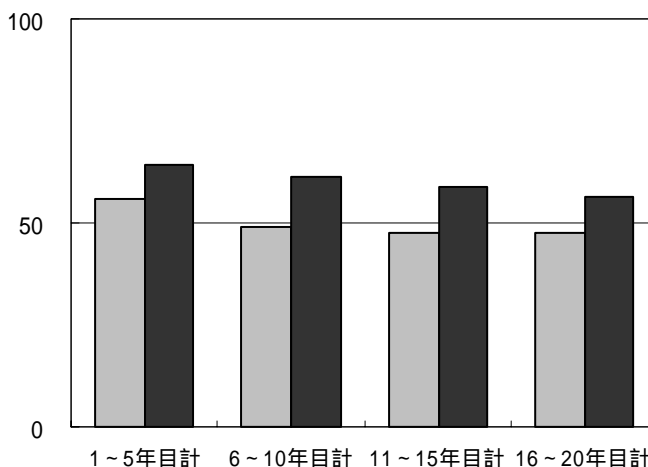
物件費

物件費については、組織のスリム化や事務能率の向上など合併による行財政運営の効率化により、支出が抑えられます。

その結果、合併しない場合と比較し、1～5年目では約8億円、6～10年目で約13億円、11～15年目で約12億円、16～20年目で約9億円と恒常的に削減されるものと想定されます。

(億円)

□ 合併した場合
■ 合併しない場合



	1～5年目計	6～10年目計	11～15年目計	16～20年目計	合計
合併した場合	55.9	49.0	47.4	47.4	199.7
合併しない場合	64.1	61.5	59.0	56.6	241.2
差	-8.2	-12.5	-11.6	-9.2	-41.5

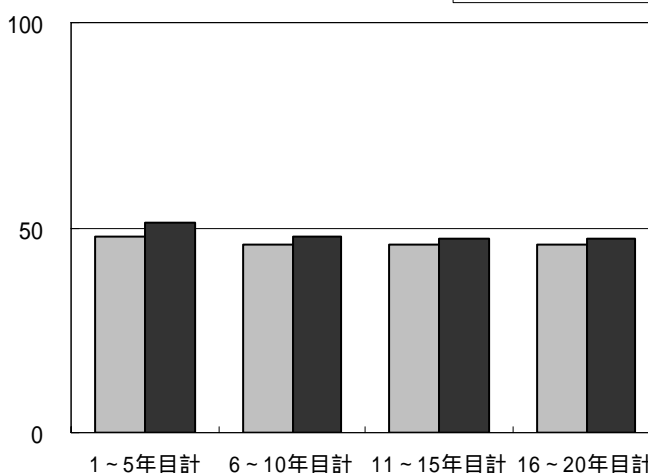
補助費等

補助費等については、各種組織や団体等の整理・統合など合併による効率化等により、縮減が見込まれます。

その結果、合併しない場合と比較し、1～5年目で約3億円、6～10年目で約2億円、11～15年目で約1億円、16～20年目で約1億円と恒常的に削減されるものと想定されます。

(億円)

□ 合併した場合
■ 合併しない場合



	1～5年目計	6～10年目計	11～15年目計	16～20年目計	合計
合併した場合	47.8	45.9	45.9	45.9	185.5
合併しない場合	51.1	47.9	47.1	47.1	193.2
差	-3.3	-2.0	-1.2	-1.2	-7.7

3 . 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

志津川町・歌津町の2町は、合併を手段として、現在のまちの課題を解決することはもとより、将来のまちの発展を創造していきます。

そのために、新町建設計画を策定し、新町としての一体性の確保や均衡のある発展を図るとともに、合併後の新しいまちの建設の根幹となる主要施策等の具体化を図っていきます。

(2) 計画の構成

本計画は、新町を建設していくための基本方針と、それを実現するための主要事業、公共的施設の統合整備と適正配置及び財政計画を中心として構成されています。

(3) 計画の期間

本計画における主要事業、公共的施設の統合整備と適正配置は、新町の基盤を形成するために、合併年度及びその後の10年間（主に平成17年度～26年度）、財政計画は財政状況を把握するため20年間を計画期間とします。

(4) 計画の留意点

- ・ 本計画は、新町で実施すべき多くの事務事業がある中で、特に合併時点で想定される主要な施策等を掲げるものであり、その他の詳細事項については、新町で策定する新町総合計画の基本計画や実施計画に委ねるものとします。
- ・ 公共的施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランス、さらに財政事情を考慮しながら逐次実施していくものとします。
- ・ 財政計画については将来を見据えた長期的視野に立ち、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、新町において健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定するものとします。
- ・ 本計画に計上された各種施策の実現にあたっては、各地域の課題を把握したうえで、ハード事業とソフト事業の十分な連携により、効果的な事業の展開を図っていくものとします。

・新町の概況

新町の概況

1. 位置・地勢等

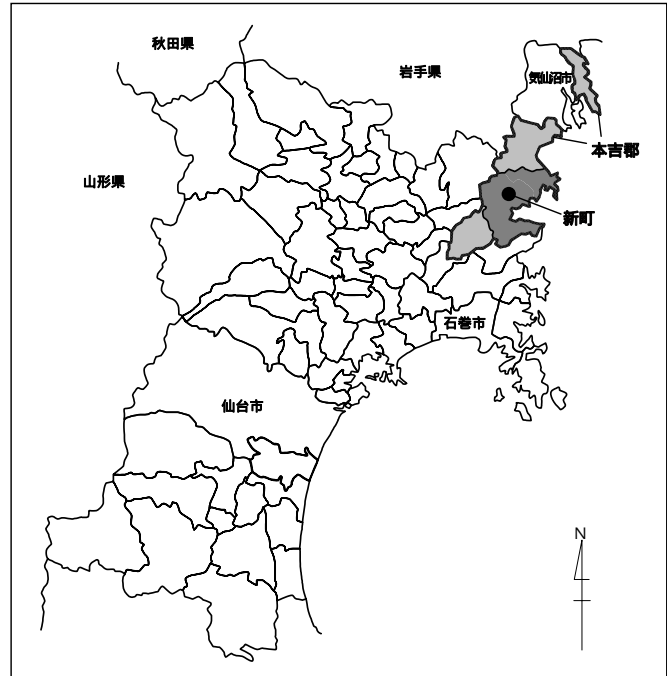
(1) 位置と地勢

新町は、宮城県北東部、本吉郡南部に位置し、リアス式海岸の豊かな風光を有する南三陸金華山国定公園の一角を形成しています。東は太平洋に面し、南は桃生郡、西は登米郡にそれぞれ接しています。

面積は 163.73km²、東西約 18 km、南北約 18 km で、西・北・南西は北上山地の支脈の東南にあり、東は海に向かって開け、西の田東山嶺から海に向かっては、北上山地の山麓部、開析された海岸段丘を経て海岸部に至っています。海岸部は、日本有数の良好な養殖漁場となっています。

気候は、太平洋沿岸に位置するため、海流の影響により夏涼しく、冬は温暖で雪が少なく、比較的温暖な地となっています。

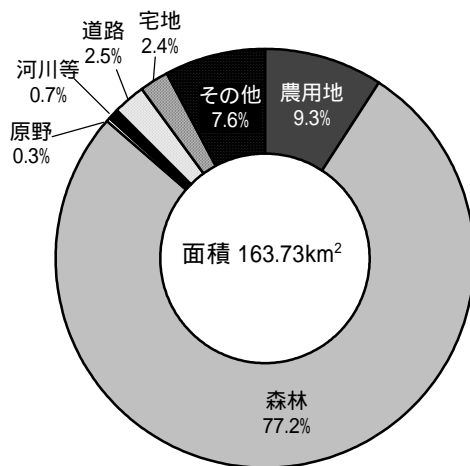
図表 新町の位置



(2) 土地利用

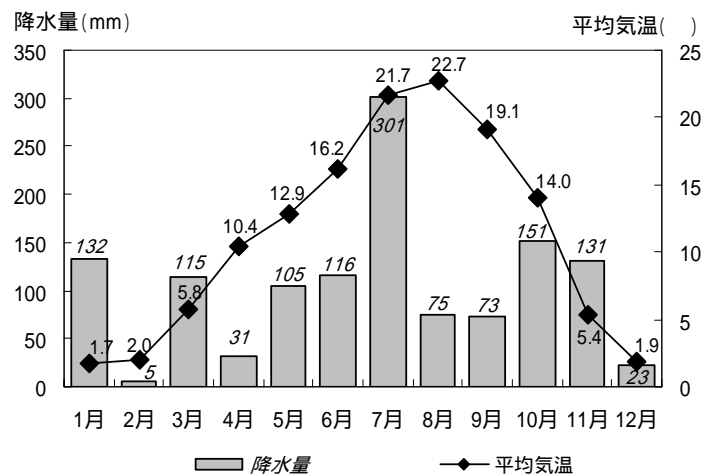
新町の土地利用は、森林が 77.2% (126.43km²) と地域面積の 7 割以上を占め、次いで農用地が 9.3% (15.19 km²) と地域面積の 1 割程度を占めています。

図表 土地利用



資料：志津川町・歌津町合併協議会調べ

図表 平成 14 年の毎月の平均気温、平均降水量



資料：気象庁HP電子閲覧システム/志津川観測所

開析：地表面が多くの谷で刻まれ、その連続性を失って細分化されること。

2. 人口・世帯

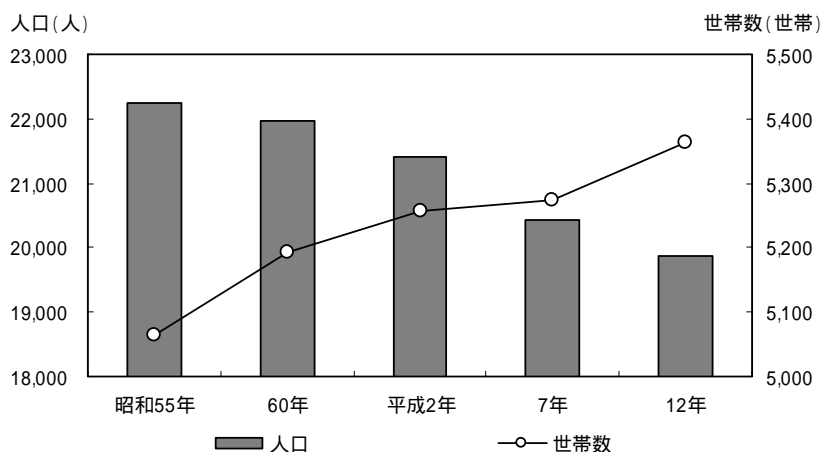
(1) 人口の推移

平成 12 年国勢調査における新町の人口と世帯数は、それぞれ 19,860 人、5,363 世帯となっています。

人口の推移をみると、昭和 55 年以降減少に転じています。近年の変化をみると、平成 2～7 年が -4.5%、平成 7～12 年が -2.8% となっています。

また、世帯数の推移をみると、昭和 55 年以降一貫して増加しています。近年の変化をみると、平成 2～7 年が 0.3%、平成 7～12 年が 1.7% 増加しています。

図表 人口、世帯数の推移



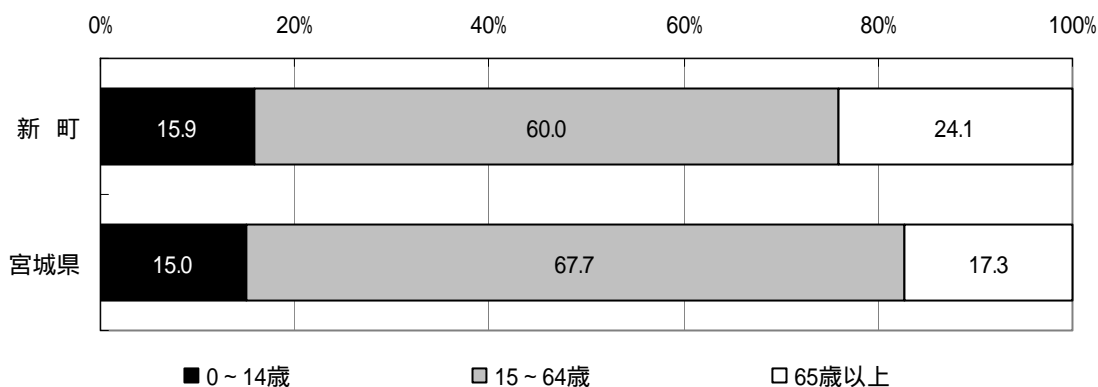
	単位：人、世帯					増加率(%)	
	昭和55年	60年	平成2年	7年	12年	平成2～7	平成7～12
人口	22,243	21,970	21,401	20,428	19,860	-4.5%	-2.8%
世帯数	5,065	5,192	5,258	5,274	5,363	0.3%	1.7%

資料：国勢調査

(2) 年齢構造

平成 12 年国勢調査による平成 12 年の新町の年齢構造（人口構成）をみると、年少人口（0～14 歳）が 15.9%（宮城県 15.0%）、生産年齢人口（15～64 歳）が 60.0%（宮城県 67.7%）、高齢人口（65 歳以上）が 24.1%（宮城県 17.3%）となっており、県と比較して生産年齢人口が低く、年少人口・高齢人口が高くなっています。

図表 年齢構造



資料：国勢調査

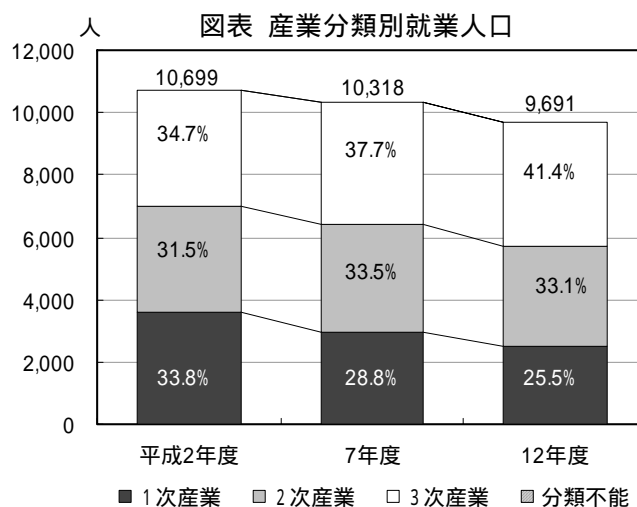
3. 産業構造

(1) 産業別就業者人口

平成 12 年における産業分類別就業者人口の構成割合は、第 1 次産業が 25.5%、第 2 次産業が 33.1%、第 3 次産業が 41.4%となっています。

産業分類別就業構造を平成 2 年から経年的に 3 分類でみると、第 1 次産業が減少傾向にあります。第 2 次産業はあまり変化が見られず、第 3 次産業は増加傾向にあります。

また、就業者全体の減少も見られ、平成 12 年の就業者人口は、平成 2 年に比べて約 1,000 人(約 10%)程度少なくなっています。

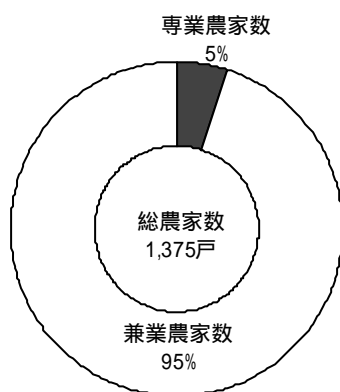


(2) 農業の状況

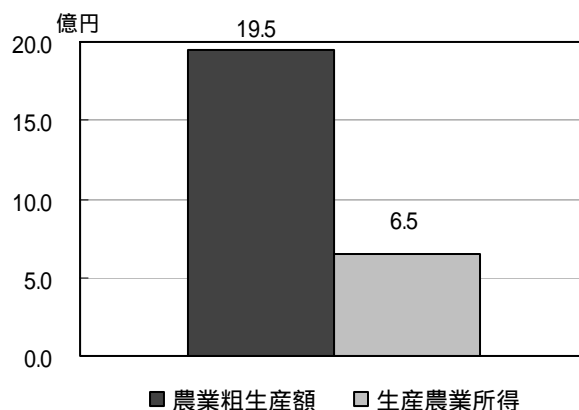
平成 12 年における新町の総農家数は、1,375 戸、兼業農家率は 90%を超え、高い比率となっています。

また、農業粗生産額は、19 億 5 千万円となっています。生産農業所得は、6 億 5 千万円となっており、それぞれ県全体に占める割合が 1%未満となっています。農家 1 戸当たりの所得、耕地 10a 当たりの所得はともに県の所得より低くなっています。

図表 農家数



図表 農業粗生産額と生産農業所得



区分	農業粗生産額 (億円)	生産農業所得 (億円)	農家1戸当たり (万円)	耕地10a当たり (万円)
新町	19.5	6.5	47.3	4.3
宮城県	2,202.0	842.0	99.0	5.9
対県比	0.9%	0.8%	51.7	1.6

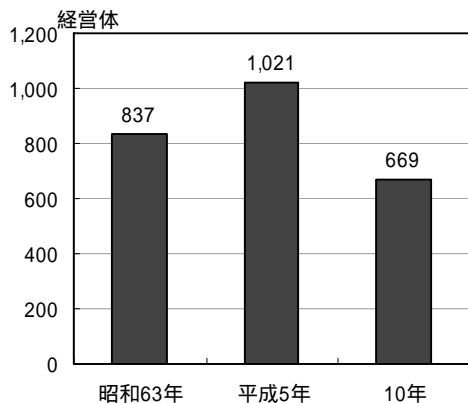
資料：平成 14 年度版宮城県統計年鑑 / 宮城県

(3) 漁業の状況

新町の漁業経営体数は、平成 10 年で 669 経営体となっています。昭和 63 年と比べると減少しています。

また、平成 12 年における地区別漁船隻数では、1,377 隻となっており、県全体の 14.7% を占めています。海面漁業・海面養殖漁業生産量では、新町は県全体の 8.1% を占めています。

図表 漁業経営体数



資料：漁業センサス / 農林水産省

図表 漁船隻数、漁業・養殖業生産量

区分	地区別漁船隻数			
	計(隻)	無動力船	船外機付船	動力船
新町	1,377	17	911	449
宮城県	9,379	201	6,183	2,995
対県比	14.7%	8.5%	14.7%	15.0%

区分	海面漁業・海面養殖業生産量		
	計(t)	海面漁業	海面養殖業
新町	34,411	12,011	22,400
宮城県	424,477	296,034	128,442
対県比	8.1%	4.1%	17.4%

資料：宮城農林水産統計年報平成 12 年～13 年 / 東北農政局

(4) 商工業の状況

商業の状況については、平成 11 年における新町の小売業は、商店数が 305 店、従業者数が 1,079 人、小売業年間商品販売額が約 130.5 億円であり、県内に占める割合はそれぞれ 1.2%、0.7%、0.5% と相対的に小さくなっています。

また、工業の状況については、平成 13 年における新町の従業者 4 人以上の製造業事業所数は 58 ヶ所、従業者数は 1,265 人、製造品出荷額等は約 149.8 億円で、県内に占める割合はそれぞれ 1.4%、0.9%、0.4% となっています。

図表 商業(小売業)の概況

区分	商店数(店)	従業者数(人)	年間販売額(万円)
新町	305	1,079	1,304,966
宮城県	26,282	156,381	273,020,693
対県比	1.2%	0.7%	0.5%

資料：平成 14 年度版宮城県統計年鑑 / 宮城県

図表 工業の概況

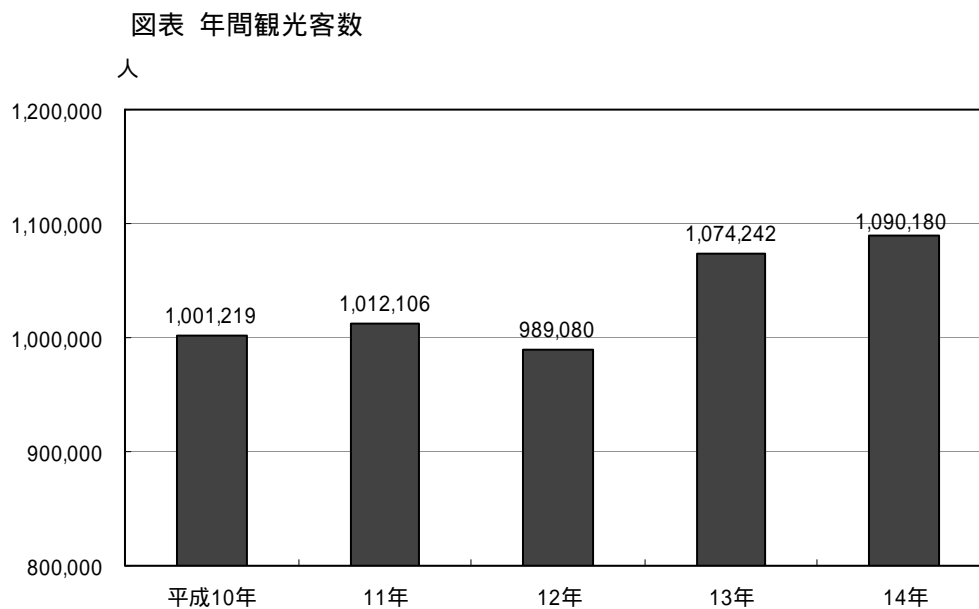
区分	事業所数				従業者数				製造品出荷額等			
	平成13年	12年	差	増減率	平成13年	12年	差	増減率	平成13年	12年	差	増減率
新町	58	60	2	3.3	1,265	1,266	1	0.1	1,497,581	1,510,296	12,715	0.8
宮城県	4,174	4,493	319	7.1	136,565	143,768	7,203	5.0	365,884,729	386,511,752	20,627,023	5.3
対県比	1.4%	-	-	-	0.9%	-	-	-	0.4%	-	-	-

単位：ヶ所、人、万円、%

資料：宮城県の工業 / 平成 13 年 / 宮城県

(5) 観光

平成 14 年における新町の年間観光客数は、約 109 万人となっており、平成 10 年からの推移を見ると、概ね 100 万人前後の観光客が訪れており、全体的に微増の傾向にあります。



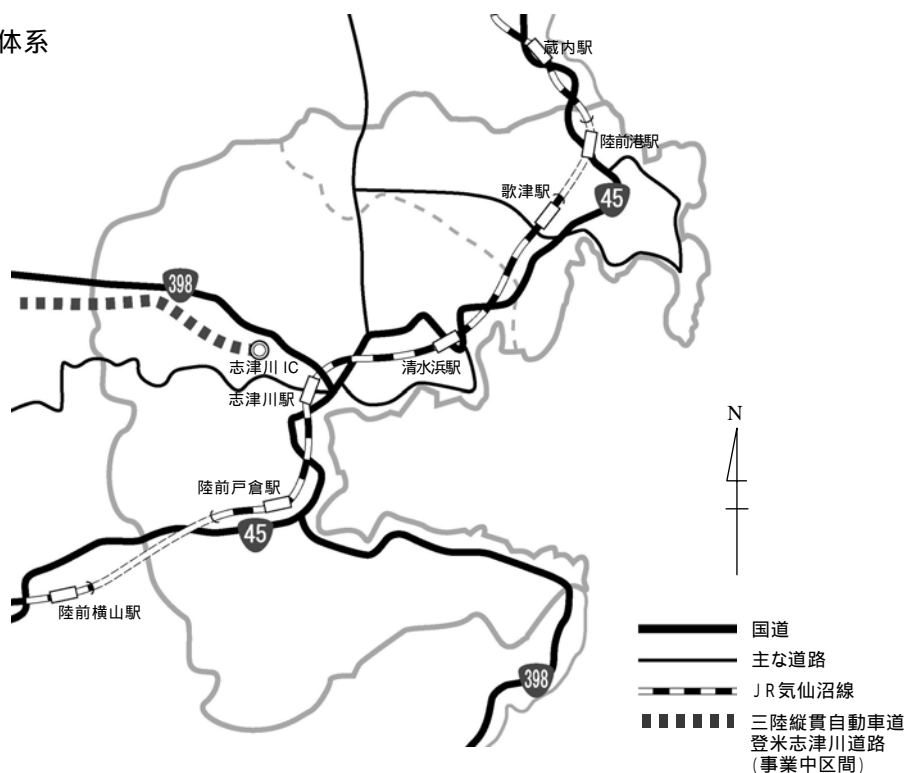
資料：志津川町産業振興課、歌津町企画観光課

4. 地域構造

(1) 道路

新町には、北西方向に国道 45 号、南東方向に国道 398 号が町内で交差する形で走っており、広域的な幹線道路としての役割を担っています。

図表 交通体系



(2) 鉄道・バス

新町における鉄道は、JR 気仙沼線が、バスについては、十三浜線、名足線、志津川循環線及び歌津町営バスの 4 路線が運行されています。

図表 鉄道の利用状況

路線名	駅名	年間乗車人数	1日あたり乗車人数
JR 気仙沼線	陸前戸倉駅		
	志津川駅	124,100	340
	清水浜駅		
	歌津駅	15,078	41
	陸前港駅		

清水浜駅、陸前戸倉駅、陸前港駅の乗車人数は不明

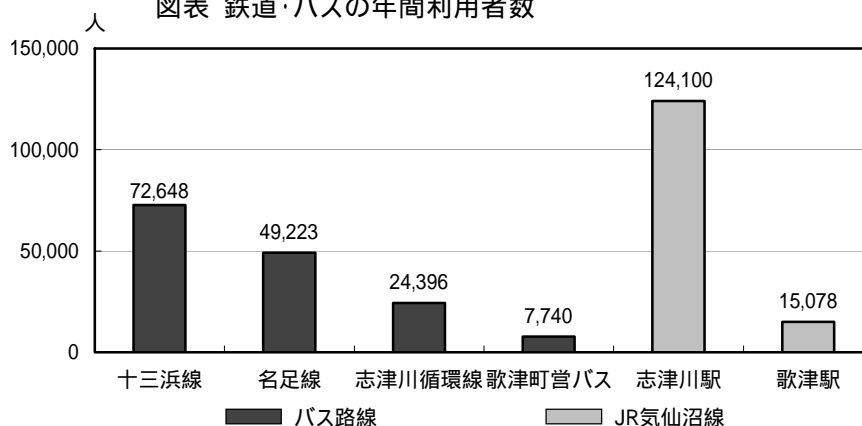
図表 バス路線の利用状況

路線名	年間利用者数	1日平均利用者数
十三浜線	72,648	199
名足線	49,223	135
志津川循環線	24,396	67
歌津町営バス	7,740	21
総数	154,007	422

資料: JR 東日本歌津駅・志津川駅調べ / 平成 13 年

資料: 宮交登米バス株式会社・歌津町総務課 / 平成 13 年

図表 鉄道・バスの年間利用者数



5 . 公共施設

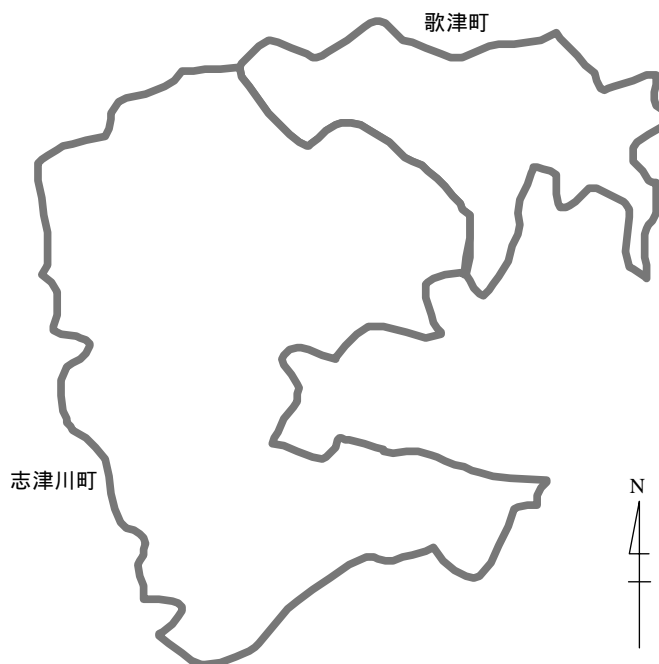
(1) 小・中学校

志津川町・小学校
 志津川小学校
 清水小学校
 荒砥小学校
 戸倉小学校
 藤浜小学校
 入谷小学校

志津川町・中学校
 志津川中学校
 戸倉中学校
 入谷中学校

歌津町・小学校
 伊里前小学校
 名足小学校

歌津町・中学校
 歌津中学校



資料：志津川町・歌津町合併協議会調べ

(2) 保健・医療・福祉施設

図表 医療施設

志津川町
 公立志津川病院

(参考) 民間医療機関数

志津川町	
個人医院	4
歯科	5

歌津町	
個人医院	2
歯科	2



資料：志津川町・歌津町合併協議会調べ

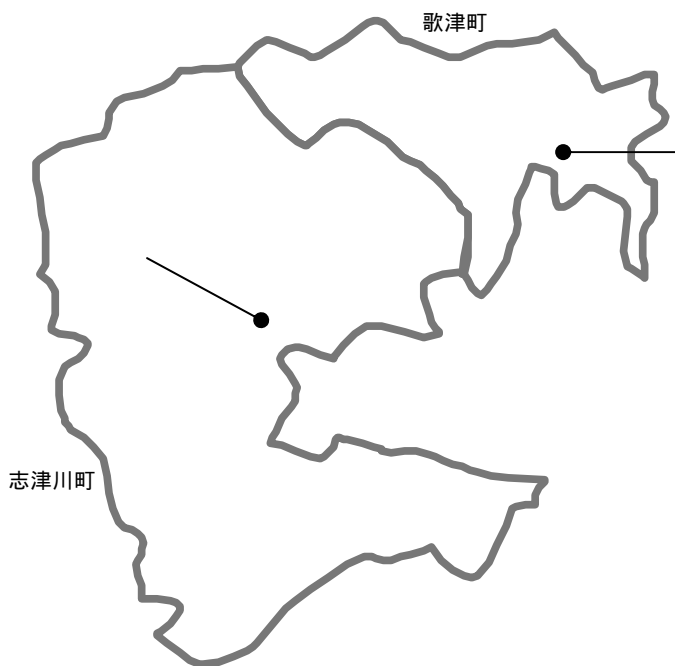
図表 保健・福祉施設

志津川町
 保健センター
 ボランティアセンター
 デイサービスセンター
 在宅介護支援センター

歌津町
 デイサービスセンター
 老人福祉センター
 保健センター
 在宅介護支援センター

(参考) 民間保健福祉施設数

志津川町	
特別養護老人ホーム	1
歌津町	
介護老人保健施設	1



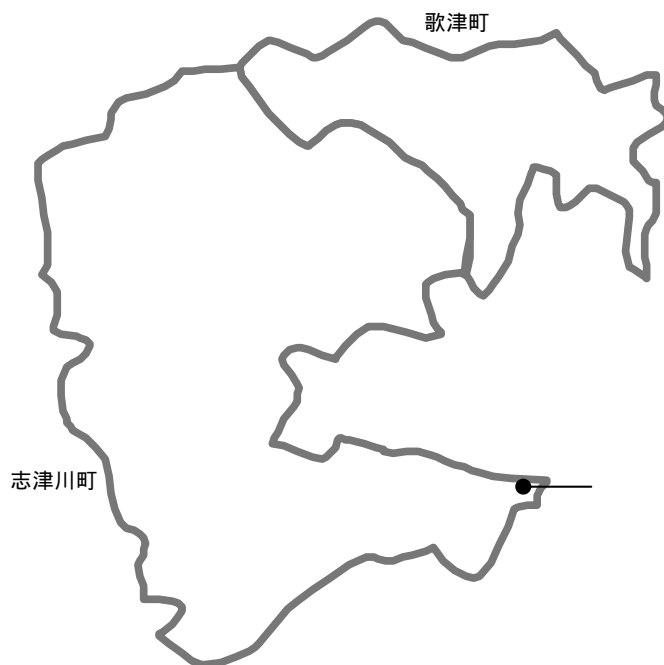
資料：志津川町・歌津町合併協議会調べ

(3) 各種交流施設

図表 各種交流施設

志津川町
 図書館
 スポーツ交流村・総合体育館
 海浜高度利用センター
 自然環境活用センター
 神割崎キャンプ場
 神割観光プラザ
 オートキャンプ場
 ひころの里
 志津川魚市場
 サンオーレそではま

歌津町
 平成の森
 水産振興センター（魚竜館）
 田束山レストハウス
 長須賀海水浴場



資料：志津川町・歌津町合併協議会調べ

(4) その他施設

図表 その他施設

志津川町

- 戸倉公民館
- 入谷公民館
- 中央公民館
- 志津川保育所
- 戸倉保育所
- 荒砥保育園
- 学校給食センター

歌津町

- 公民館
- 伊里前保育所
- 名足保育園
- 泊保育園
- 港保育園
- 学校給食センター



資料：志津川町・歌津町合併協議会調べ

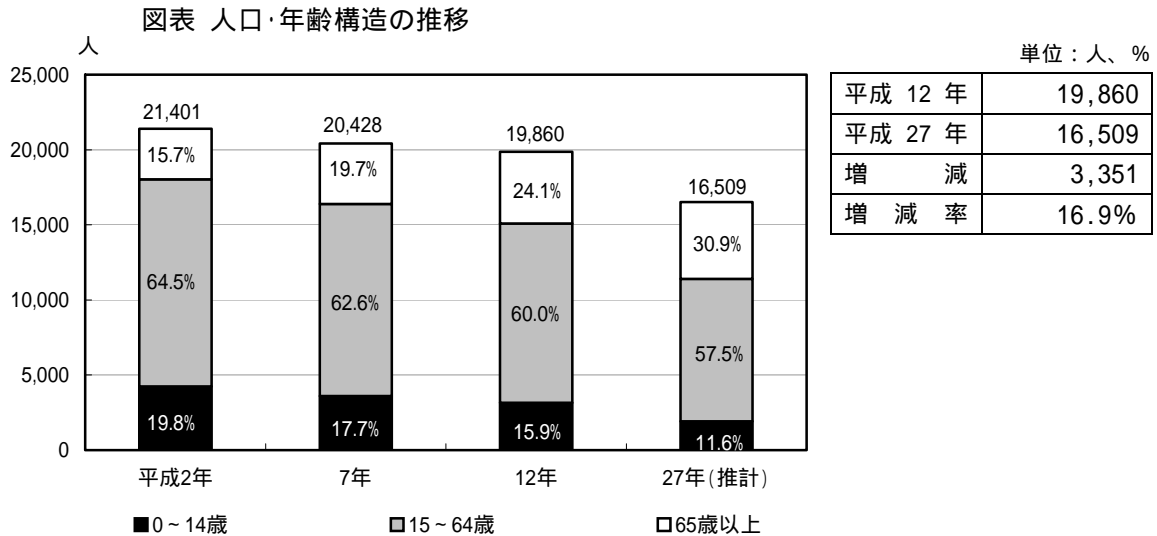
・ 主要指標の見通し

．主要指標の見通し

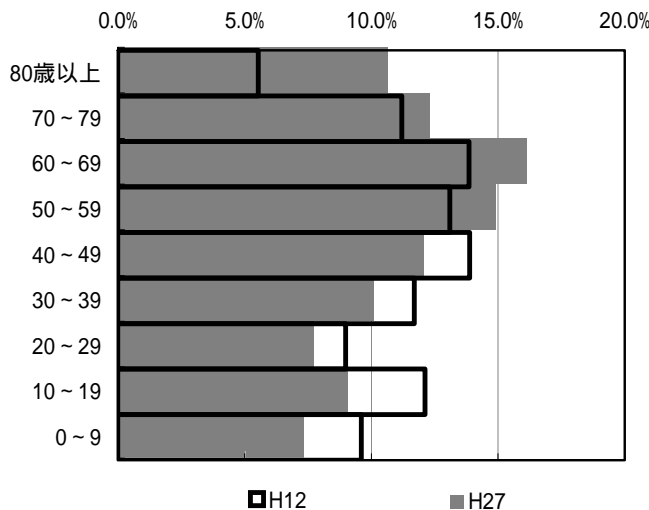
1．人口の将来推計

政策要因を除外したコーホート変化率法 による県の推計では、15 年後（平成 27 年）の新町の人口は 16,509 人になると推計されています。平成 12 年の国勢調査人口と比較すると 3,351 人、16.9%の減少と推計されています。

また、少子高齢化も進展しており、平成 27 年には 0～14 歳人口の割合が 11.6%、65 歳以上人口の割合が 30.9%になっています。



図表 人口ピラミッド



単位：人、%

年齢	平成2年		7年		12年		27年(推計)	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
0～14歳	4,233	19.8%	3,608	17.7%	3,159	15.9%	1,921	11.6%
15～64歳	13,803	64.5%	12,784	62.6%	11,925	60.0%	9,488	57.5%
65歳以上	3,365	15.7%	4,036	19.7%	4,776	24.1%	5,100	30.9%
合計	21,401	-	20,428	-	19,860	-	16,509	-

資料：国勢調査【コーホート変化率法】

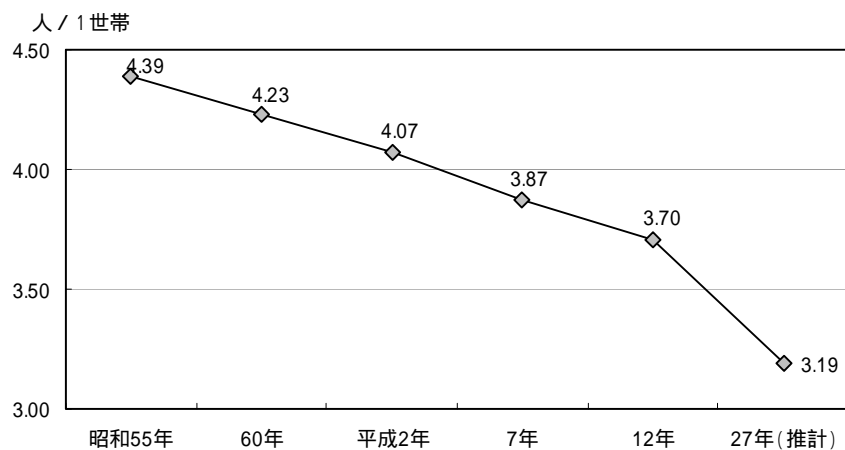
コーホート変化率法：各年次の5歳階級男女別人口を基礎として、5年経てば自然増減・社会増減を加味して次の階級に移行するという考えに立った人口予測法。

2. 世帯数の将来推計

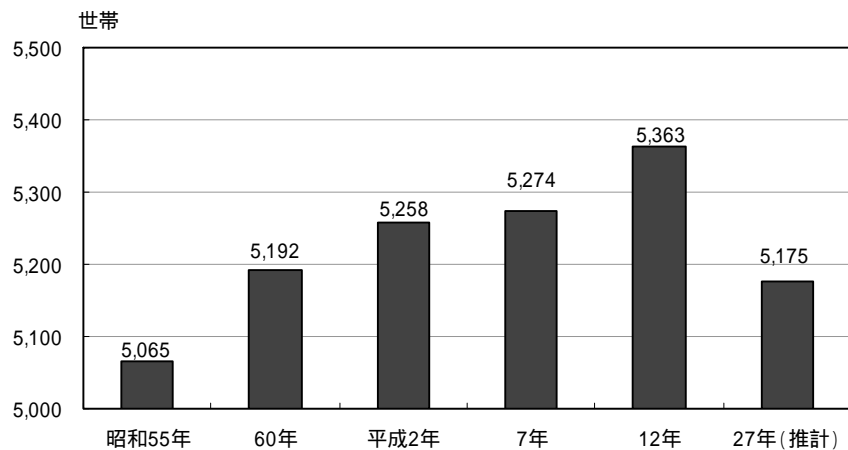
世帯数については、先に示した将来推計人口を1世帯当たりの人口で除して求めることとします。新町の将来平均世帯人員は、昭和55年～平成12年国勢調査の平均世帯人員から最小二乗法によって推計します。

世帯構成人員数は、今後、少子化や核家族化の進行に伴い、平成27年には3.19人と減少することが予測されます。世帯数の将来推計については、世帯構成人員数の見直しから、5,175世帯と推計されます。

図表 世帯構成人員数



図表 世帯数の推移



最小二乗法：一つの量について、多数の観測値から最も確からしい値を求めるのに、その値はそれぞれの観測値との誤差の二乗の和を最小にするもので求められる、という原理を使う方法。

・新町建設の基本方針

・新町建設の基本方針

1. まちづくりの将来像

志津川町・歌津町の2町が合併してできる新町は、豊かな南三陸の自然からの恩恵を受けて、生きあふれる暮らしを続けてきました。この全てを広く包み込む大自然の恩恵があったからこそ、この地域に人々が集い、やすらぎを感じ、活気が生まれてきたのです。この歴史は、先人たちの時代から流れつづけてきた貴重な財産として、これからの世代へ引き継いでいくべきものです。

この貴重な流れを道しるべに、住民意向調査や町長ヒアリング、関連計画など現在の動向を総合し、新町の将来像を以下のように設定します。

将来像

豊かな自然、
集う人々、
やすらげるまち、
そして、にぎわい

自然との調和の中で人々が交わり、魅力を創り出すまち 南三陸町

集い

まちの魅力に誘われ、外から人々がまちに集まり、交流が盛んに行われています。また、同時に町民同士の交流も活発に行われています。この内外2つの交流が活性化することで、まちが潤い、産業が活発化し、文化が育まれ、人々が成長していきます。それによって、さらにまちの魅力が向上します。交流が、まちの魅力増大に結びつく成長型の循環を形成します。

やすらぎ

まちは第一に、そこに暮らす町民一人ひとりの人生の舞台です。全員がその人生を謳歌できるようにするためには、心身の健康、家族の形成、社会福祉など生活上の不安や、防災面での安全性など生活環境上の不安を解消し、安心して健やかに暮らせる場を形成します。

にぎわい

自然の恵みを背景に、社会的にも経済的にも自立した、活気あるまちであり続けます。自然を含め、多様な地域資源を地域の活力に結び付け、働くことに恵まれた環境を形成します。

2. まちづくりの基本的考え方

(1) まちづくりの基本姿勢

まちづくりの将来像を展開するうえでの、基本的な取り組み姿勢を次のように設定します。

基本姿勢

地域内での連携・循環・自治のしくみをつくる

連携

地域の様々な課題に取り組むにあたっては、協働という考え方を基本に据え、町民・団体・企業など多様な地域の主体とともに行政が連携し、協力することにより、まちに潜在する力を最大限に発揮して、まちづくりに取り組んでいきます。

循環

資源の活用・再利用だけでなく、経済や文化など、まちを形成する一つひとつの活動が、効果的に結びつき、全体として無駄のない地域内循環のしくみを基本とした循環型のまちづくりに取り組んでいきます。

自治

地方分権時代とは、地域が自らの責任と判断に基づき自由なまちづくりを進めることができる自治の時代です。この自治の考え方は、行政に限らず、町民一人ひとりにも求められることであり、様々な地域コミュニティを単位として、自治のしくみを形成しながら、まちづくりに取り組んでいきます。

(2) まちづくりの柱

新町の将来像を実現するため、以下の6つの柱をまちづくりを進めるうえでの基本的目標に設定します。

まちづくりの柱

1. 多様な主体の連携と協働によるまちづくり
2. 安全で快適に暮らせるまちづくり
3. 地域資源の活用と交流によるまちづくり
4. 安心して健やかに暮らせるまちづくり
5. 豊かな自然と共生するまちづくり
6. 交流と地域文化が人を育むまちづくり

3. 施策の大綱

将来像

豊かな自然、集う人々、やすらげるまち、そして、にぎわい

自然との調和の中で人々が交わり、魅力を創り出すまち 南三陸町



基本姿勢

地域内での連携・循環・自治のしくみをつくる



基本目標（柱）

1. 多様な主体の連携と協働によるまちづくり
情報公開、住民参画、男女共同参画、行財政、行政評価
2. 安全で快適に暮らせるまちづくり
防災、消防、救急、防犯、交通安全、道路、公共交通、情報化
3. 地域資源の活用と交流によるまちづくり
農林水産業、商工業、観光・交流、環境産業、就業基盤
4. 安心して健やかに暮らせるまちづくり
医療、保健、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、子育て
5. 豊かな自然と共生するまちづくり
環境保全、土地利用、上下水道、定住化、公園・緑地、街並み・景観、環境衛生、エネルギー
6. 交流と地域文化が人を育むまちづくり
生涯学習、学校教育、社会教育、スポーツ、レクリエーション、地域文化、コミュニティ、交流

(1) 多様な主体の連携と協働によるまちづくり

新町の将来は、町民、企業、行政など様々な主体の連携と協働によって創られていく必要があります。そのために、多様な主体が主役となって存分に活躍できるような環境整備を進めていきます。

< 施策分野 >	住民参画によるまちづくりの推進（情報公開、住民参画） 男女共同参画社会の形成（男女共同参画） 効率的・合理的な行財政運営の確立（行財政、行政評価）
----------	---

(2) 安全で快適に暮らせるまちづくり

町民一人ひとりが、安全に暮らしを送れるように、防災など生活環境の安全度を高めていきます。また、快適で利便性の高い暮らしを送れるように、広域的な視点からの交通網整備や情報化を進めていきます。

< 施策分野 >	防災対策の強化（防災、消防、救急） 安全対策（防犯、交通安全） ネットワークの整備（道路、公共交通、情報化）
----------	--

(3) 地域資源の活用と交流によるまちづくり

魅力的、自立的な地域経済の創造に向けて、新町の基幹産業である農林水産業の振興を図ります。併せて、自然資源を軸に1次、2次、3次産業間の連携を図り、町の産業全体が一体となった観光振興を推進します。また、活力ある産業の実現に向けて、雇用環境の改善等を進めていきます。

< 施策分野 >	農林水産業の振興（農林水産業） 魅力ある商工業の育成（商工業） 交流型産業の育成（観光・交流） 環境共生型産業の創出（環境産業） 安定した就業基盤づくり（就業基盤）
----------	--

(4) 安心して健やかに暮らせるまちづくり

町に住むすべての人が、健康に安心して暮らしていけるまちづくりを行うために、医療・保健・福祉分野の施策を積極的に進めていきます。

< 施策分野 >	地域医療体制の充実（医療、保健） 地域福祉の充実（高齢者・障害者） 子育て環境の支援（児童福祉、子育て）
----------	--

(5) 豊かな自然と共生するまちづくり

新町が擁する南三陸の豊かな自然は、町の生活、産業、文化を潤す糧となっています。町民一人ひとりが実生活において、この環境の豊かさを認識し、足元の自然と共生できる定住性の高い暮らしを実現します。また、現在の環境を維持・向上させるために環境負荷の少ない循環型の生活基盤の形成を進めていきます。

< 施策分野 >	豊かな自然環境の保全（環境保全、土地利用） 生活環境の整備（上下水道、定住化） 環境に配慮したまちの形成（公園・緑地、街並み・景観） 循環型社会の形成（環境衛生、エネルギー）
----------	--

(6) 交流と地域文化が人を育むまちづくり

町内外の人と人との交流、また地域独自の歴史や文化との交流などを通じて、将来を担う豊かな人づくりを地域が一体となって積極的に進めていきます。




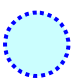
< 施策分野 >	生涯学習の充実（生涯学習、社会教育） 学校教育環境の充実（学校教育） スポーツ・レクリエーションの振興（スポーツ、レクリエーション） 地域文化の継承・創造（地域文化、コミュニティ、交流）
----------	--

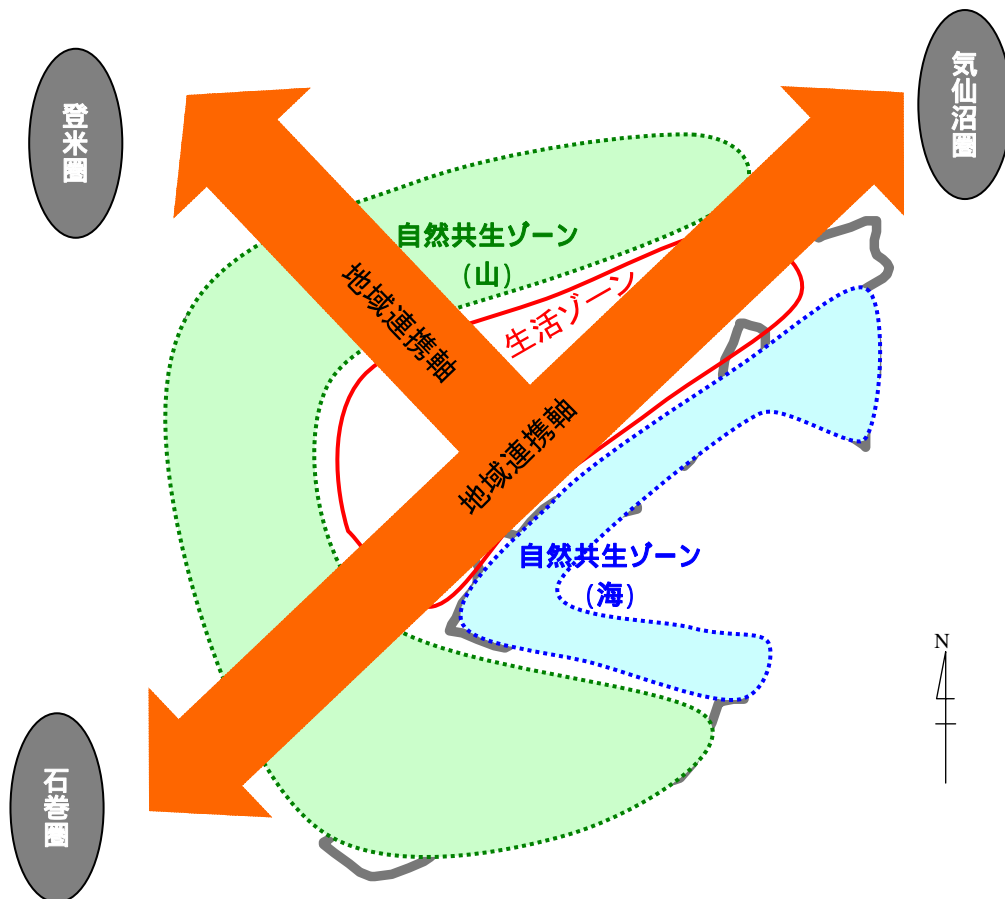
4 . 地域整備の基本方針

新町が発展を図るためには、各地域がそれぞれの個性・特性を活かしながら、全体として連携し、一体となる必要があります。

そこで、その基礎となる土地利用の方向性について、都市機能の立地や交通条件、地形的条件に基づき、以下のように整備軸の方向性、ゾーン別の整備の方向性を設定します。

地域整備の方向性

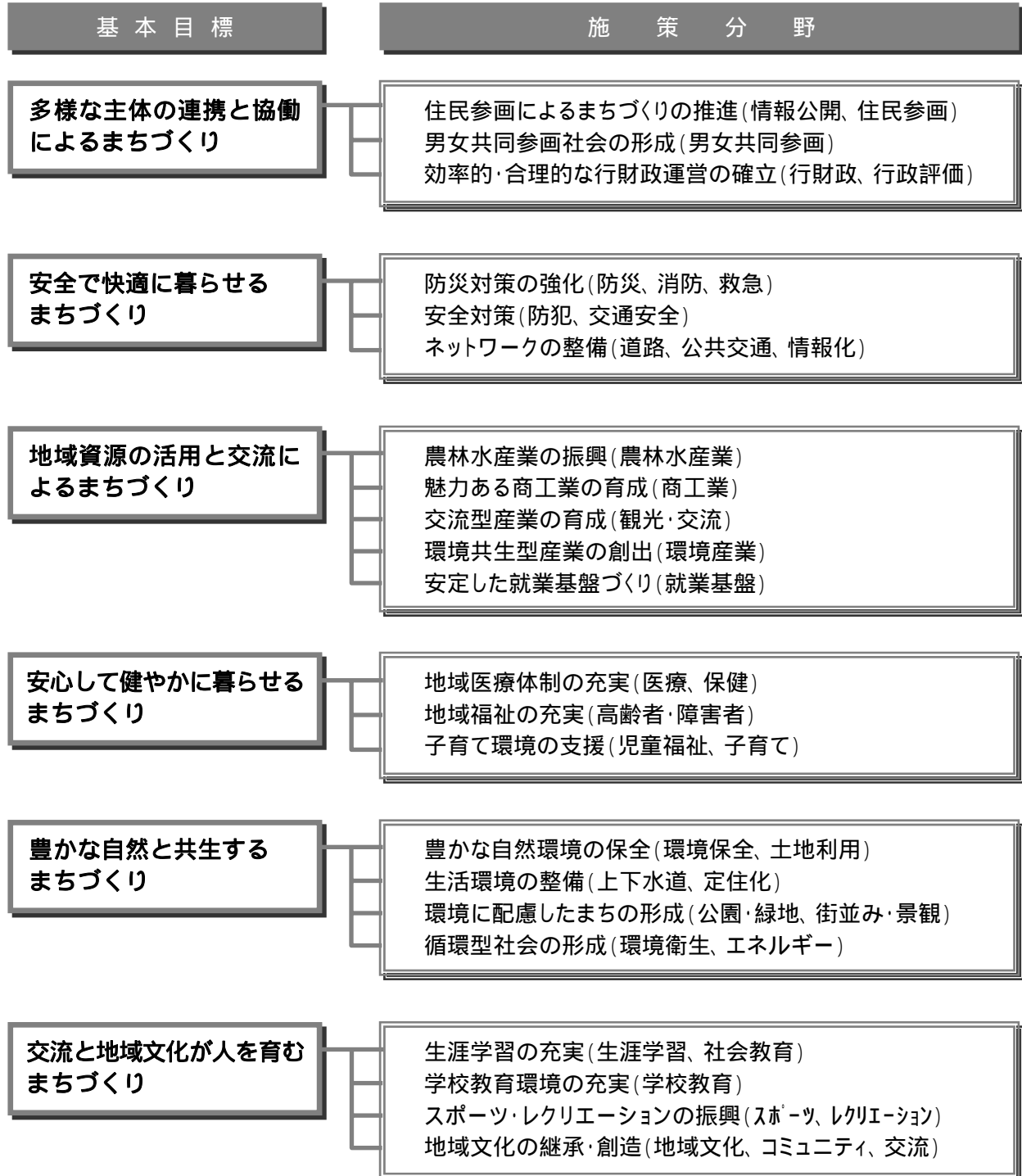
地域連携軸		国道 45 号、398 号、三陸縦貫自動車道、鉄道を中心とする交通・情報基盤を活用して、他圏域に向けて新町の持つ豊かな地域資源（地域情報）を発信していくとともに、新町内の連絡・交流をはじめ、気仙沼や石巻、登米圏などの広域的な交流・連携の形成・強化を図ります。
生活ゾーン		現在の居住・生活エリアを自然との共生を基本とした環境共生型の生活ゾーンとして位置づけ、ゾーン周囲への自然環境へ配慮した形で、生活利便性など総合的な社会環境の向上を図ります。
自然共生ゾーン （山）		生活ゾーンを取り巻き、人々の生活の糧となっている豊かな海・山・川を中心とする自然地域を自然共生ゾーンとして位置づけます。このゾーンは、人々の生活や産業を発展させる源泉として、循環型社会形成に基づいた有効活用を図ります。さらには、交流を誘発する観光資源・情報源としてその魅力向上に努めるとともに、様々な交流の舞台となれるよう環境の快適化を図ります。
自然共生ゾーン （海）		



・新町建設の施策

・新町建設の施策

下記に新町で実施する主要施策をあらわす施策の体系を示します。



1. 多様な主体の連携と協働によるまちづくり

(1) 住民参画によるまちづくりの推進（情報公開、住民参画）

- ・ 町民の関心に応えるために、情報公開を積極的に進め、分かりやすく、理解しやすい形で行政情報を迅速かつ的確に伝達していきます。
- ・ 町民の社会参加、行政参加を促すために、啓発・学習機会の充実を図るとともに、地域づくりに資する魅力的な人材や主体的な団体の育成を促進します。
- ・ 行政運営にあたり、町民や団体、企業など様々な主体との協働機会を積極的に確保するとともに、パブリックコメントを導入するなど対話機会の充実を図ります。
- ・ 住民主体による自立的なまちづくりの展開が活発化するように、ボランティアやNPO、地域団体などのネットワーク化を図り、地域内の多様な連携づくりを支援します。

(2) 男女共同参画社会の形成（男女共同参画）

- ・ 男女共同参画社会の実現に向けて、普及・啓発活動を積極的に推進していきます。
- ・ 固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう区別のない社会の形成に努めます。

(3) 効率的・合理的な行財政運営の確立（行財政、行政評価）

- ・ 職員能力の向上や事務処理・業務の合理化、電子情報化、民間活力の導入などを推進し、効率的で機動性に富んだ行財政システムの構築に努めます。
- ・ 多様で高度なニーズに的確に対応できるような職員づくりや組織づくりを推進するとともに、行政サービスの拠点となる場の充実を図ります。
- ・ 町民が抱える様々なニーズを的確に把握し、行政運営に反映させられるよう、行政評価システムの確立を図ります。
- ・ 自主財源の安定的確保に努めるとともに、限られた財源の中で、長期的・総合的な観点から、有効に事業を行い、効率的な財政運営に努めます。

パブリックコメント：行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く意見等を提出する機会を設け、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う制度（手続）

NPO：Non Profit Organization の略。継続的・自発的に社会活動を行う、営利を目的としない民間の活動団体。

施策分野	主要事業
住民参画によるまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報・広聴活動の充実 ○ 地域コミュニティ団体の活動支援 ○ ボランティア・NPO 団体の育成と支援体制の整備 ○ 各種団体のネットワークの構築 ○ 地域リーダーの育成 ○ 地域特性を活かした各種交流イベントの創設・支援 ○ パブリックコメント 制度の導入
男女共同参画社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画推進計画の策定 ○ 男女共同参画に関する情報、学習機会の提供 ○ 男女共同参画に向けての活動の支援 ○ 人権に対する意識啓発の実施
効率的・合理的な行財政運営の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専門職の育成確保と職員資質の向上 ○ 適正な組織再編と人員配置の推進 ○ 電子自治体の構築 ○ 行政評価システムの導入 ○ 適正な人事評価システムの導入 ○ P F I 方式等新たな整備手法の導入検討 ○ 効率的・効果的な施設運営の推進 ○ 新庁舎建設の検討

N P O : Non Profit Organization の略。継続的・自発的に社会活動を行う、営利を目的としない民間の活動団体。
パブリックコメント：行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く意見等を提出する機会を設け、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う制度（手続）
P F I : Private Finance Initiative の略。行政が今まで実施してきた社会資本の整備を民間の資金・技術・経営能力を活用して実施する手法。

2 . 安全で快適に暮らせるまちづくり

(1) 防災対策の強化（防災、消防、救急）

- ・ 地震やそれによる津波、各種災害への対策を強化し、町民の生命・財産を守るために、防災施設や防災拠点、避難経路などの整備・充実、ダムや河川環境などの整備を図ります。
- ・ 防災への意識を高め、行政・町民レベルでの地域防災体制の強化に努めます。
- ・ 緊急時への対応を迅速化するために、消防など関係団体との連携や組織の充実に努めます。同時に、医療機関等との連携も強化し、地域の救急・救命体制の強化に努めます。

(2) 安全対策（防犯、交通安全）

- ・ 防犯や交通安全に対する意識を高めます。
- ・ 地域パトロールの強化など行政と町民の連携、町民間の連携を促進し、地域自らの安全体制を確立できるように努めます。
- ・ 交通安全施設の整備・充実に努めます。

(3) ネットワークの整備（道路、公共交通、情報化）

- ・ 三陸縦貫自動車道の開通に向けて、高速交通体系と町内外とが連携した交通基盤を整備し、広域化への対応を積極的に展開します。
- ・ 生活基盤としての町内交通体系の整備を促進し、地域内の一体性、利便性の向上を図ります。
- ・ バスや鉄道など、関係機関との協力のもと公共交通ネットワークの整備を促進し、誰もが利用しやすい地域密着型の公共交通体系の構築に努めます。
- ・ 各種交通の結節点として駅前を整備・充実を図り、利便性の向上に努めます。
- ・ 地域内イントラネットなど情報・通信インフラの整備・充実を通して、地域情報化を促進し、行政をはじめ、町民や団体、企業など各主体間の情報ネットワークを強化します。

施策分野		主要事業
防災対策の強化	防災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災行政無線システムの整備 ○ 地域防災計画の策定 ○ 自主防災意識の啓発 ○ 地域自主防災組織の育成と活動支援 ○ 防災対策組織等のネットワークの構築 ○ 行政における危機管理体制の整備 ○ 治山治水事業の推進 ○ 地震・津波対策事業の推進 ○ 各種防災施設の整備・推進 ○ 避難地、避難経路の整備・確保
	消防、救急	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防火意識の啓発 ○ 地域防火活動の支援 ○ 消防団の充実と体制整備 ○ 救急救命体制の充実 ○ 消防施設・設備の整備
安全対策	防犯	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域防犯体制の育成・強化 ○ 消費者相談窓口の充実
	交通安全	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全への意識啓発 ○ 通学路の安全確保対策 ○ 交通安全施設の整備
ネットワークの整備	道路	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画道路・主要町道の整備 ○ 三陸縦貫自動車道の整備促進 ○ 美しい道路環境の形成維持 ○ 生活道路・地区道路の計画的整備
	公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町営バス運行事業の充実 ○ 利用者ニーズにあったバス路線の確保 ○ 鉄道の利便性の向上
	情報化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域イントラネット の基盤整備 ○ 情報拠点設備の確保と整備 ○ I T リテラシー 向上事業の充実

地域イントラネット：インターネットで利用されている通信ソフトや通信サービスを応用して構築した地域内のネットワーク。
I T：情報通信分野を広くとらえて用いられる言葉であり、コンピューターやインターネットを支える機器類やソフトウェア技術のこと。
リテラシー：ある分野に関する知識やそれを活用する能力。

3. 地域資源の活用と交流によるまちづくり

(1) 農林水産業の振興（農林水産業）

- ・ 環境と調和し、共生できる農林水産業の確立を目指し、事業者の意識啓発や環境保全型・循環型の取り組みの促進を図ります。
- ・ 経済基盤の強化のため、生産者の企業家意識や企業の経営を支援するとともに、生産物のブランド化などの高付加価値化、消費者へのPRを積極的に進めます。
- ・ 担い手や後継者の不足に対応するために、人材の確保・育成を推進するとともに、効率的な生産基盤の整備を図ります。
- ・ 直売所や学校給食への地場製品の活用など、地産地消の取り組みを推進し、地域循環のしくみの構築に努めます。
- ・ 消費者に安全・安心できる生産物を届けられるように、適正な流通システムの整備や生産者の意識啓発を促進し、消費者との相互理解を深めます。
- ・ 他産業との情報交換や異業種交流などを促進し、観光業や他産業との連携を支援します。

(2) 魅力ある商工業の育成（商工業）

- ・ 空き店舗や既存施設を有効活用することで、まちなかににぎわいを形成し、魅力ある商店街づくりを推進します。
- ・ 第1次産業との連携を図り、地域資源を利用した農林水産加工品などの特産品の開発を促進します。

(3) 交流型産業の育成（観光・交流）

- ・ 観光施設や宿泊拠点、案内施設などの整備・充実を図るとともに、農漁業体験を活かした交流などを促進し、町ぐるみで一体的な受入れができるように、町民の意識づけや官民が連携した体制づくりに努めます。
- ・ 交流人口拡大のために、地域の魅力・イメージの向上に努め、多様なメディアを活用して積極的に町外への広報・PRを進めます。

(4) 環境共生型産業の創出（環境産業）

- ・ 自然環境の保全、資源循環型社会の形成に資するため、環境負荷の低減や環境意識の啓発など環境共生型産業の創出に努めます。
- ・ 異業種間の連携を軸に、町全体でグリーンツーリズム やブルーツーリズム など地域資源を活用したエコツーリズム を推進します。

(5) 安定した就業基盤づくり（就業基盤）

- ・ 既存産業の支援や起業家の育成、企業誘致などを進め、雇用の場を確保するとともに、新たな産業の形成を図り、地域経済の活性化を推進します。
- ・ 競争時代を生き抜くために、経営の体質強化や近代化を支援し、働く場の充実に努めます。

地産地消：地元でとれた生産物を地元で消費すること（食料に対する安全志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして期待されている）

グリーンツーリズム/ブルーツーリズム：農村/漁村地域において、その自然・文化・人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動。

エコツーリズム：自然・歴史・文化など地域固有の資源を生かした観光。

施策分野		主要事業
農林水産業の振興	農業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定農業者等の育成と法人化の推進 ○ 園芸産地の拡大 ○ 畜産の振興 ○ 農産物のブランド化の推進 ○ 農産物直売・アグリビジネス(農業関連産業)起業化の推進 ○ 家畜排泄物処理施設の整備支援 ○ 環境保全型農業の促進 ○ 遊休農地の活用
	林業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画的な森林整備の推進 ○ 除間伐材の有効活用の促進
	水産業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資源管理型漁業の推進 ○ 水産加工施設の衛生機能の高度化 ○ 水産物のブランド化の推進 ○ 漁場環境の保全 ○ 漁業関連団体の支援 ○ 漁港環境の整備
	共通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 後継者・担い手の育成 ○ トレーサビリティ - の推進 ○ 消費拡大PRの推進 ○ 地産地消の推進 ○ 他産業との交流事業の推進
魅力ある商工業の育成		<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存商店街の活性化支援 ○ 空き店舗の活用促進支援 ○ 地域資源を活かした特産加工品の開発支援 ○ 流通体制の確立および販路拡大の支援 ○ 商工会との連携強化 ○ 地元既存企業の支援
交流型産業の育成		<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然体験施設、プログラム等の整備 ○ 農漁業体験、エコカレッジ事業の推進 ○ 観光資源の開発及び観光ルートの整備 ○ インターネット等を活用した地域情報の発信強化 ○ 観光協会等と連携による観光事業の推進 ○ 自然環境、史跡、名勝等地域資源の活用 ○ 観光施設の整備
環境共生型産業の創出		<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境関連産業の創造・育成 ○ グリーンツーリズム、ブルーツーリズム、エコツーリズムの推進
安定した就業基盤づくり		<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存企業・ベンチャー企業への支援・育成 ○ 新規起業への支援 ○ 企業誘致の促進 ○ 雇用対策、促進事業の強化 ○ 関係機関、企業の連携による雇用拡大 ○ U J I ターン 者の支援 ○ 産官学連携による新たな産業・製品の開発推進 ○ サテライトオフィス やSOHO の支援

トレーサビリティ - : 食品の安全を確保するために栽培・飼育から加工、製造、流通などの過程を明確にすること。また、その仕組み。
 グリーンツーリズム / ブルーツーリズム : 農村 / 漁村地域において、その自然・文化・人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動。
 エコツーリズム : 自然・歴史・文化など地域固有の資源を生かした観光。
 U J I ターン : 都市の住民が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地へ、Jターンは出身地近くの地方に、Iターンは出身地以外の地方への移住。
 サテライトオフィス : 市街地に置かれた本社を中心に衛星のように周辺の住宅地に設けた小さな分散型のオフィスのこと。
 SOHO : スモールオフィス・ホームオフィスの略。一般的には自宅を仕事場にして、情報通信ネットワークを利用して業務を行うワークスタイルのこと。

4 . 安心して健やかに暮らせるまちづくり

(1) 地域医療体制の充実（医療、保健）

- ・ 公立病院の経営の健全化を進め、地域医療の拠点としての機能、在り方を検討しながら医療の充実に努めます。
- ・ 公立病院を核とし、町内の各医療機関との連携・協力体制の強化に努めます。また、広域的な連携体制も充実させていきます。
- ・ 身体や心の健康づくりについて、利用しやすい相談体制の整備や健（検）診機会の充実に努め、町民全体の健康増進を図ります。
- ・ 健康に対する意識啓発や町民による自主的な健康づくりへの取り組み支援など、一人ひとりの健康づくりを促進します。

(2) 地域福祉の充実（高齢者、障害者）

- ・ 地域住民が相互に支え合っていけるようなしくみの強化と充実に図り、地域と行政が連携した地域福祉の推進に努めます。
- ・ 高齢者世帯への生活支援、高齢者の生きがいづくり、また障害者への生活支援・自立支援、社会参加の促進を進めていきます。
- ・ 誰もが快適に社会生活を送ることができるよう、ハード・ソフト両面からバリアフリー環境の向上に努めます。
- ・ 増大する福祉ニーズへ対応するために、受け皿となる福祉施設の整備・充実に図るとともに、サービス提供側の人材やNPOの育成も積極的に推進します。
- ・ 高齢者が、できる限り健康で自立した生活を送ることができるよう、介護予防事業の普及充実に推進します。
- ・ 介護保険制度の適正運用とサービスの充実に図ります。

(3) 子育て環境の支援（児童福祉、子育て）

- ・ 安心して子どもを産み育てることができるよう、地域全体で出産や子育てを支える環境・体制づくりに努めるとともに、多様な保育ニーズに対応したサービスの充実に図ります。
- ・ 子育てに関する相談体制や遊び場などの施設を充実し、児童の健全育成に努めます。
- ・ 子育てについて、社会的・経済的援助を必要とする家庭に対する支援の充実に努めます。
- ・ 幼稚園や保育所・保育園などの相互連携と効率的な運営を促進するとともに、充実したサービス体制の構築に努めます。

施策分野		主要事業
地域医療体制の充実	医療	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立病院の経営健全化と医療の充実 ○ 医療施設間の機能分担と連携の強化 ○ 休日、夜間等における救急医療体制の整備と医療機能の強化
	保健	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康づくり事業の推進 ○ 健康管理への意識啓発の充実 ○ 健康相談窓口の充実 ○ 各種検診体制の充実 ○ 各種予防接種の充実 ○ 保健福祉推進員等人材の育成、確保
地域福祉の充実	高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護予防の推進 ○ 在宅福祉サービスの充実 ○ 施設福祉サービスの充実 ○ 高齢者世帯等の連絡体制の強化 ○ 介護保険制度の適正運用の推進 ○ 介護サービス基盤の整備促進 ○ シルバー人材センターの充実
	障害者	<ul style="list-style-type: none"> ○ ノーマライゼーションの推進 ○ 障害者の各種支援事業の充実 ○ 在宅福祉サービスの充実
	共通	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア・NPO 団体の育成と支援 ○ 自立・社会参画の支援体制強化 ○ 各種施策におけるバリアフリー化の推進 ○ 福祉に関する相談体制の強化
子育て環境の支援		<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て支援センターの充実 ○ 子育て情報ネットワークの構築 ○ 特別保育・障害児保育の充実 ○ 児童福祉施設と学童保育の充実 ○ 子育て関連施設の連携強化とサービス供給体制の再構築検討 ○ 保育施設及び子育て拠点施設の整備

ノーマライゼーション：障害者に、すべての人がもつ通常の生活を送る権利を可能な限り保障することを目標に社会福祉をすすめること。

NPO：Non Profit Organization の略。継続的・自発的に社会活動を行う、営利を目的としない民間の活動団体。

特別保育：仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を容易にするとともに子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるような環境整備を総合的に推進するため、延長保育、一時保育、地域の子育て支援等を実施することにより、児童の保育の向上を図ること。

5 . 豊かな自然と共生するまちづくり

(1) 豊かな自然環境の保全（環境保全、土地利用）

- ・ 学習機会の増大などにより、町民一人ひとりの環境に対する意識を啓発し、地球に優しい暮らしの実現を図ります。
- ・ 地域の住民や団体・企業などの連携を強化し、まちぐるみで、海・山・川を一体的に保全できる体制づくりを推進します。
- ・ 各種計画との整合性を踏まえた上で、環境に配慮した適正な土地利用を推進します。

(2) 生活環境の整備（上下水道、定住化）

- ・ 公共下水道、合併浄化槽、農・漁業集落排水などの整備・普及を進め、水環境の保全に努めます。
- ・ 水源の確保、安定した給水の確保など上水道の整備などを進め、生活環境の改善に努めます。
- ・ 若年層や低所得者等も安心して生活がおくれる定住化の高い町を目指し、公営住宅の整備に努めます。
- ・ 良好な環境や景観等に配慮した斎場等の整備を進めるなど、ライフサイクル全般にわたる生活環境の向上に努めます。

(3) 環境に配慮したまちの形成（公園・緑地、街並み・景観）

- ・ リアス式海岸など南三陸地域の自然的特性を活かした魅力ある景観の形成に取り組めます。
- ・ 町民が水や自然と触れ合えるように、河川や海浜などを活用した、環境と共生するまちづくりを促進します。

(4) 循環型社会の形成（環境衛生、エネルギー）

- ・ 地域のゴミは地域で処理できるよう適正な処理施設の整備を推進します。
- ・ 適正なゴミ収集やゴミ処理の対策を進めます。
- ・ 廃棄物の減量、リサイクル化、不法投棄の防止に努め、クリーンな町を目指します。
- ・ 地球環境の保全に寄与するために、新エネルギーなどクリーンエネルギーの導入や省エネルギー化を図り、環境への負荷を低減します。

施策分野	主要事業
豊かな自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境教育・環境学習の推進 ○ 自然環境の体験機会の創出 ○ 環境保全活動の支援 ○ 森林、河川、緑地環境の保全 ○ 水質保全対策の推進 ○ 海域の環境保全 ○ 公害対策の強化
生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 斎場の整備 ○ 公営住宅の整備 ○ 上下水道施設の整備 ○ 合併処理浄化槽の設置・支援
環境に配慮したまちの形成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境空間の形成推進 ○ 景観、まちづくり条例等の検討
循環型社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> ○ ゴミ処理施設の整備検討 ○ ゴミの減量化、資源化の促進 ○ ゴミ不法投棄対策の強化 ○ リサイクルの推進 ○ 省エネルギー化の推進 ○ 循環型社会形成の意識啓発 ○ 地域企業との連携による産業廃棄物減量化の促進 ○ 緑化推進事業の充実

6 . 交流と地域文化が人を育むまちづくり

(1) 生涯学習の充実（生涯学習、社会教育）

- ・ 講座の開設など行政主導による学習機会を含め、地域コミュニティ内での町民相互による学習機会の充実などを促進します。
- ・ 町内外の交流や世代間交流の機会を拡充し、地域の魅力となり個性となる人材の育成を図ります。
- ・ 住民の知力や交流機会の増大のために、図書館・公民館などの文化・交流施設の充実、情報システムの整備などを推進します。
- ・ 学校、地域、家庭などが協力して教育活動を進められるように、各主体が連携できるしくみづくりを推進します。

(2) 学校教育環境の充実（学校教育）

- ・ 教育の質を高め、生きる力をつけられるように、連携型中高一貫教育の推進、地域資源の活用や情報化・国際化への対応など教育内容の充実を推進します。
- ・ 安全で豊かな教育環境を確保するために、小学校・中学校校舎など教育施設や設備の整備・充実を図ります。
- ・ 少子化に伴い、適正な教育環境を確保するために、施設の整備や通学区の見直しを行うとともに通学対策を検討します。

(3) スポーツ・レクリエーションの振興（スポーツ、レクリエーション）

- ・ 生涯スポーツやレクリエーションの普及に取り組み、町民にとっての生きがいづくりや交流の糧となるよう支援します。
- ・ イベント開催、スポーツクラブ・団体の育成など、地域に根ざしたスポーツ機会の拡充を図り、健康増進に寄与します。
- ・ 施設利用ニーズの増加に対応するために、スポーツ施設など各種施設の整備、充実を促進します。

(4) 地域文化の継承・創造（地域文化、コミュニティ、交流）

- ・ 地域独自の歴史や文化に対する理解と意識の高揚を図るとともに、文化・芸術活動の推進を図り、地域の個性、誇りとして醸成していきます。
- ・ 地域住民の交流の場を創出し、交流による新しい文化の創造、地域コミュニティ形成を促進します。
- ・ 地域内でのコミュニティ活動や経済循環を活性化させる手段として、地域通貨（エコマネー）の導入を検討します。
- ・ 国際化社会へ対応できる人材を育てるために、国際交流や異文化交流などを積極的に進めていきます。

施策分野	主要事業
生涯学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 講演会や各種講座等、学習機会の充実 ○ 世代間交流事業の充実 ○ 他地域交流学习の推進 ○ 青少年の社会参加活動の促進 ○ 指導者の発掘、養成の推進 ○ 社会教育団体等の育成支援 ○ 生涯学習施設の整備検討
学校教育環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育相談、障害児童教育等の充実と強化 ○ 教育カリキュラムの充実・個性化 ○ 連携型中高一貫教育の円滑な推進 ○ 情報教育、環境教育、国際理解教育の推進 ○ 「子どもの心」の教育の充実 ○ 「生きる力を育む」学校教育の推進 ○ 通学区域の見直しの検討 ○ 通学手段の検討 ○ 教育施設・設備の整備・充実 ○ 教育施設の耐震診断及び補強の推進 ○ 学校給食施設・設備の整備検討
スポーツ・レクリエーションの振興	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種指導員の充実 ○ 生涯スポーツ振興団体への支援 ○ 各種大会の開催と誘致による交流促進 ○ スポーツ施設の管理・運営の民営化の検討
地域文化の継承・創造	<ul style="list-style-type: none"> ○ 芸術文化活動の推進 ○ 地域文化の担い手の育成 ○ 文化財保護の促進 ○ 郷土芸能保存の支援 ○ 魅力あるイベント、歴史ある祭りの開催 ○ 地域通貨 の導入・検討 ○ 姉妹都市、友好都市との交流の継続 ○ 国際交流事業の推進

地域通貨：地域社会の活性化を狙いとして、ある特定の地域の中だけで使えるようにした通貨。一般にエコマネーと呼ばれる。

・新町における県事業の推進

．新町における県事業の推進

1．新町における宮城県の役割

宮城県総合計画では、「真に豊かな、安心とゆとりの地域づくり」を基本理念とし、「県民一人ひとりが誇りを持ち、自らの夢に挑戦できる躍動感あふれる地域社会の創造」を目指しています。また、新町を含む広域気仙沼・本吉圏の2010年の将来像を「三陸漁場やリアス海岸等の豊かな自然環境と共生しながら、暮らしに必要なサービスが地域内で受けられるなど、安心して住み続けられる自立した地域が形成されています。また、水産業を中心とした地場産業の高度化が進み、経済活力が高まるとともに、岩手県南部地域と沿岸県土軸の北部の拠点としての広域的な都市機能の強化に向け、地域連携による住民主体の地域づくりが進められています。」とし、施策の展開方向を「1 豊かな地域資源を活用した持続的産業の展開」、「2 暮らしを支える都市機能の強化」、「3 人が自然と共生しながら豊かにくらす地域の創造」としています。

宮城県では、新町との連携を図りながら、総合計画の基本理念や施策の基本方向に沿って、新町のまちづくりに対する必要な施策や支援策を積極的に推進していきます。県が主体となって実施する施策の概要を以下に記載します。

2．新町における宮城県事業

(1) 「安全で快適に暮らせるまちづくり」に対する支援

施策分野	主な県事業・補助事業及び支援
防災対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防防災施設等整備 ○ 災害防除（(国)398号） ○ 治山事業
ネットワークの整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域バス運行維持対策費補助事業 ○ 道路建設事業（(一般県道)弘川町向線） ○ 道路建設事業（(一般県道)志津川登米線）

(2) 「地域資源の活用と交流によるまちづくり」に対する支援

施策分野	主な県事業・補助事業及び支援
農林水産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○ ふるさと農道緊急整備事業 ○ 水産基盤整備事業（伊里前漁港） ○ 水産基盤整備事業（志津川漁港）
魅力ある商工業の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小規模事業経営支援事業（商工会等広域連携等地域振興対策事業）

(3) 「安心して健やかに暮らせるまちづくり」に対する支援

施策分野	主な県事業・補助事業及び支援
地域医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民健康保険広域化等支援事業

(4) 「豊かな自然と共生するまちづくり」に対する支援

施策分野	主な県事業・補助事業及び支援
生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ ダム事業（弘川ダム）

沿岸県土軸：三陸縦貫自動車道等交通・情報ネットワークの一層の整備促進や、それを活用した産業の集積誘導・高度化、都市機能集積の誘導、また観光・文化の拠点形成など県北東部沿岸地域における発展の基軸。

(5) まちづくり全分野に係る支援策

人的支援

新町において、今後強化が必要な行政サービスを実施するにあたって、専門的職員が不足する場合、新町の要望に基づき、一定期間必要に応じて県職員を派遣します。

新町・県合同政策調整会議の設置

新町が必要とする場合、建設計画の実施や県からの権限委譲への対応や、行財政運営全般にわたり新町と県との政策調整を図るための会議を設置します。

みやぎ新しいまち・未来づくり交付金による支援

旧町間の行政サービスの格差是正に要する経費や、合併に伴う電算システム変更などに要する経費等について、毎年度予算の範囲内で交付金を支給します。

市町村振興基金貸付事業

市町村合併等の広域的連携の下で行われる公共施設の整備事業に対し、本貸付金による財政支援を講じるものです。

・ 公共施設の適正配置と整備

・ 公共施設の適正配置と整備

公共施設の適正配置と整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、逐次検討していきます。

新たに公共施設を整備する場合には、施設の目的、地域の特性、財政状況等を考慮しながら、整備手法、運営方法等について十分検討するとともに、既存の公共施設を可能な限り有効活用するなど、効率的な整備に努めます。

なお、新町の本庁舎については、当分の間、志津川町役場に置くものとし、新たな庁舎の建設については、行財政の効率化や、交通事情、他の官公署との関係等について、町民の利便性を考慮し、検討するものとします。

また、歌津町役場については、住民サービスの総合窓口の役割を担う総合支所として、ネットワーク機能の強化を図るとともに、地域振興・地域発展の要として活用していきます。

. 財政計画

・ 財政計画

1 . 財政計画策定に当たっての主な前提条件

新町における財政計画は、歳入歳出の各項目に、過去の実績、経済情勢や人口推移などを勘案し、合併後20年間について普通会計ベースで作成したものです。

策定にあたり、歳入においては国の三位一体改革に伴う影響や国・県による財政支援制度の活用を、歳出においては新町の主要事業を反映させたほか、合併による経費の節減を見込みました。

なお、新町においては、この計画を基本に国・県の財政改革等の動向を的確に捉え、健全な財政運営を行っていくものです。

(1) 基本的な前提条件

基準値

基本的に、両町の平成15年度決算見込額数値を基準値として用いました。

人口推計

人口の増減に影響を受ける歳入・歳出項目については、コーホート要因法による人口推計結果を反映させ推計しました。

(2) 歳入における主な前提条件

地方税

今後の人口推移などを踏まえ、現行制度を基本として算定しました。

地方交付税

普通交付税の算定の特例により積算し、合併に伴う交付税措置分を見込みました。

なお、将来の財政の見通しが立てにくい状況の中現段階で想定される人口推移による影響のほか、地方債借入に伴う交付税措置分を見込みました。

国庫支出金・県支出金

一般行政経費分は、過去の実績などにより算定し、新町建設計画主要事業分、合併に伴う財政支援分等を見込みました。

繰入金

年度間の財源を調整するための財政調整基金を、効率的に充当しました。

地方債

新町建設計画の事業実施に伴う合併特例債に加え、通常の地方債も見込みました。

なお、地方債は、後年度への財政負担となることから、有効性や効率性、緊急度・優先度を勘案した上で真に必要と考えられる主要建設事業、合併後の地域振興のための基金造成などへ充当しました。

(3) 歳出における主な前提条件

人件費

合併後、退職者の補充を抑制することによる一般職員総数の削減や、合併に伴う特別職の削減を見込みました。議会議員につきましては、定数 22 人で見込んでいます。

物件費

過去の実績により算定し、合併に伴う事務経費の節減効果を見込みました。

扶助費

高齢者福祉などへの対応を見込みながら、過去の実績により算定しました。

補助費等

過去の実績により算定し、合併に伴う事務経費の節減効果を見込みました。

公債費

これまでの地方債に対する償還予定額に、新町建設計画の事業実施に伴う新たな地方債の償還見込額を加えて算定しました。

積立金

年度間の財源を調整するための財政調整基金のほか、合併後の地域振興のための基金への積立を見込みました。

普通建設事業費

新町建設計画分の主要建設事業費と、その他通常の建設事業費を見込みました。

2 . 財政計画

歳 入

(単位：百万円)

項 目	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21
町税	1,241	1,215	1,257	1,267	1,235
地方譲与税	120	120	89	89	89
利子割交付金	8	8	8	8	8
配当割交付金	1	1	1	1	1
株式等譲渡所得割交付金	1	1	1	1	1
地方消費税交付金	153	153	153	153	153
自動車取得税交付金	50	50	50	50	50
地方特例交付金	33	33	33	33	33
地方交付税	3,408	3,141	3,441	3,233	3,228
交通安全対策特別交付金	1	1	1	1	1
分担金及び負担金	5	5	5	5	5
使用料及び手数料	207	207	207	207	207
国庫支出金	668	538	456	437	460
県支出金	462	602	617	518	418
財産収入	71	71	71	71	71
寄付金	0	0	0	0	0
繰入金	355	27	76	63	2
繰越金	0	0	0	0	0
諸収入	157	157	157	157	157
地方債	1,371	1,562	1,330	652	419
合 計	8,312	7,892	7,953	6,946	6,538

歳 出

項 目	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21
人件費	2,055	2,010	1,972	1,926	1,888
物件費	1,214	1,164	1,116	1,070	1,027
維持補修費	38	38	38	38	38
扶助費	249	245	241	237	233
補助費等	1,026	956	943	931	919
公債費	998	974	1,024	983	1,018
積立金	378	378	378	0	0
投資及び出資金	73	73	73	73	73
貸付金	8	8	8	8	8
繰出金	497	495	493	491	489
普通建設事業費	1,776	1,551	1,667	1,189	845
合 計	8,312	7,892	7,953	6,946	6,538

歳 入

(単位：百万円)

項 目	H22	H23	H24	H25	H26
町税	1,242	1,250	1,215	1,222	1,229
地方譲与税	89	89	89	89	89
利子割交付金	8	8	8	8	8
配当割交付金	1	1	1	1	1
株式等譲渡所得割交付金	1	1	1	1	1
地方消費税交付金	153	153	153	153	153
自動車取得税交付金	50	50	50	50	50
地方特例交付金	33	33	33	33	33
地方交付税	3,164	3,037	3,042	2,981	2,952
交通安全対策特別交付金	1	1	1	1	1
分担金及び負担金	5	5	5	5	5
使用料及び手数料	207	207	207	207	207
国庫支出金	334	345	418	419	370
県支出金	514	450	538	548	510
財産収入	71	71	71	71	71
寄付金	0	0	0	0	0
繰入金	12	87	21	0	0
繰越金	0	0	0	0	0
諸収入	157	157	157	157	157
地方債	288	265	367	395	330
合 計	6,330	6,210	6,377	6,341	6,167

歳 出

項 目	H22	H23	H24	H25	H26
人件費	1,843	1,805	1,760	1,722	1,676
物件費	1,010	995	979	963	948
維持補修費	38	38	38	38	38
扶助費	229	225	220	216	212
補助費等	919	919	919	919	919
公債費	1,036	1,052	1,028	992	971
積立金	0	0	0	14	82
投資及び出資金	73	73	73	73	73
貸付金	8	8	8	8	8
繰出金	487	485	483	481	479
普通建設事業費	687	610	869	915	761
合 計	6,330	6,210	6,377	6,341	6,167

歳 入

(単位：百万円)

項 目	H27	H28	H29	H30	H31
町税	1,195	1,201	1,207	1,175	1,181
地方譲与税	89	89	89	89	89
利子割交付金	8	8	8	8	8
配当割交付金	1	1	1	1	1
株式等譲渡所得割交付金	1	1	1	1	1
地方消費税交付金	153	153	153	153	153
自動車取得税交付金	50	50	50	50	50
地方特例交付金	33	33	33	33	33
地方交付税	2,981	2,838	2,799	2,780	2,743
交通安全対策特別交付金	1	1	1	1	1
分担金及び負担金	5	5	5	5	5
使用料及び手数料	207	207	207	207	207
国庫支出金	196	196	196	196	196
県支出金	388	391	351	351	351
財産収入	71	71	71	71	71
寄付金	0	0	0	0	0
繰入金	0	0	0	0	0
繰越金	0	0	0	0	0
諸収入	157	157	157	157	157
地方債	145	138	87	42	42
合 計	5,681	5,540	5,416	5,320	5,289

歳 出

項 目	H27	H28	H29	H30	H31
人件費	1,631	1,631	1,631	1,631	1,631
物件費	948	948	948	948	948
維持補修費	38	38	38	38	38
扶助費	208	205	201	198	194
補助費等	919	919	919	919	919
公債費	952	914	862	758	744
積立金	96	0	29	67	62
投資及び出資金	73	73	73	73	73
貸付金	8	8	8	8	8
繰出金	477	473	469	465	461
普通建設事業費	331	331	238	215	211
合 計	5,681	5,540	5,416	5,320	5,289

歳 入

(単位：百万円)

項 目	H32	H33	H34	H35	H36
町税	1,186	1,159	1,159	1,166	1,137
地方譲与税	89	89	89	89	89
利子割交付金	8	8	8	8	8
配当割交付金	1	1	1	1	1
株式等譲渡所得割交付金	1	1	1	1	1
地方消費税交付金	153	153	153	153	153
自動車取得税交付金	50	50	50	50	50
地方特例交付金	33	33	33	33	33
地方交付税	2,674	2,463	2,418	2,374	2,370
交通安全対策特別交付金	1	1	1	1	1
分担金及び負担金	5	5	5	5	5
使用料及び手数料	207	207	207	207	207
国庫支出金	199	199	199	199	199
県支出金	352	352	352	301	301
財産収入	71	71	71	71	71
寄付金	0	0	0	0	0
繰入金	0	120	115	104	74
繰越金	0	0	0	0	0
諸収入	157	157	157	157	157
地方債	42	42	42	29	29
合 計	5,229	5,111	5,061	4,949	4,886

歳 出

項 目	H32	H33	H34	H35	H36
人件費	1,631	1,631	1,631	1,631	1,631
物件費	948	948	948	948	948
維持補修費	38	38	38	38	38
扶助費	191	188	184	181	178
補助費等	919	919	919	919	919
公債費	730	708	667	628	574
積立金	62	0	0	0	0
投資及び出資金	73	73	73	73	73
貸付金	8	8	8	8	8
繰出金	457	452	448	444	439
普通建設事業費	172	146	145	79	78
合 計	5,229	5,111	5,061	4,949	4,886